

# ICOMOS JAPAN INFORMATION

## JAPAN ICOMOS NATIONAL COMMITTEE 日本イコモス国内委員会

### 目次◆CONTENTS

はじめに／西村幸夫 01
From the President／Yukio NISHIMURA
英語サマリー／内藤秋枝ユミイザベル 02
Contents of this Volume in Brief (English only)／Yumi Isabelle NAITO-AKIEDA
2018年次第2回拡大理事会報告(6/16)／山田幸正 03
The Executive Board Meeting 16th June 2018／Yukimasa YAMADA
日本イコモス国内委員会研究会報告(6/16)
ネパール・ゴルカ地震被災文化遺産の復旧状況—リコンストラクションに係る議論の観点から／山田大樹 08
Report of the Japan ICOMOS Seminar 6/16
The State of Recovery of Cultural Heritage Damaged by the Gorkha Earthquake in Nepal - Viewpoints for a Debate on Reconstruction／Hiroki YAMADA
日本イコモス国内委員会の法人化について／尾谷恒治 09
About Japan ICOMOS Becoming an Incorporated Association／Koji OTANI
第6小委員会報告 鞆の浦保存近況／益田兼房 09
Report of the 6th Subcommittee (Tomonoura)／Kanefusa MASUDA
ミクロネシア連邦によるユネスコ水中文化遺産保護条約批准の経緯についての報告／木村 淳 11
Report on the Process of Ratification of UNESCO's Underwater Cultural Heritage Convention by the Federated States of Micronesia／Jun KIMURA
文化庁・文化審議会世界文化遺産部会報告
2020年の世界文化遺産登録にむけ「北海道・北東北の縄文遺跡群」が推薦候補に選定／山田幸正 12
Report of the Cultural Council of the Agency for Cultural Affairs, World Cultural Heritage Subcommittee: The "Jomon Archaeological Sites in Hokkaido, Northern Tōhoku, and other regions" is Selected as Nomination Candidate for Inscription as World Cultural Heritage in 2020／Yukimasa YAMADA
Press Release On the "Selection of the 20 Symbols of Japan's 20th Century Heritage"／JAPAN ICOMOS National Committee 13
国立代々木競技場の利活用と文化的評価に関する動きについて／豊川斎赫 15
About the Use and the Evaluation of Cultural Value of Yoyogi National Stadium／Saikaku TOYOKAWA
都城市民会館 その後／鯉坂 徹 16
The Miyakonojo Citizen's Hall, Thereafter／Toru AJISAKA
広瀬鎌二アーカイブズについて／矢野和之 17
About the Hirose Kenji Archives／Kazuyuki YANO
mASEANAプロジェクト—東南アジア近現代建築の総合的な理解と保全—／林 憲吾 18
mASEANA Project—Comprehensive Understanding and Preservation of Modern and Contemporary Architecture in Southeast Asia／Kengo HAYASHI
第42回世界遺産委員会報告／稲葉信子 20
Report of the 42nd World Heritage Committee Meeting／Nobuko INABA
インタビュー「ICOMOS国際専門家往来」⑭シェリダン・バーク氏／山名善之 23
Interview 14: Ms. Sheridan BURKE／Yoshiyuki YAMANA
自著を語る Newly Published Book told by its Author
『世界遺産ル・コルビュジエ作品集—国立西洋美術館を含む17作品登録までの軌跡』／山名善之 25
"Sekai Isan Le Corbusier Sakuhiungun - Kokuritsu Seiyō Bijutsukan wo Fukumu 17 Sakuhiun Touroku Made no Kiseki"／Yoshiyuki YAMANA
東京大学キャンパス計画室編『東京大学本郷キャンパス 140年の歴史をたどる』／森 朋子 27
The University of Tokyo, Campus Planning Office ed. "Tokyo Daigaku Hongo Campus 140 Nen no Rekishi wo Tadoru"／Tomoko MORI
新入会員の声Voices from New Members 28
大井隆弘／岡崎瑠美／加藤友規／後藤宏樹／五月女賢司／中井 均／榎府龍雄／角 笙矢
お知らせ Announcements 29
事務局日誌 Diary 30

10期—11号



2018.9.12



前野まさる 画

はじめに  
西村幸夫

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」がバーレーンの首都マナマで開かれていた第42回世界遺産委員会において、6月30日に無事に世界遺産一覧表に記載されることが決まりました。関係者の皆様のご努力が実ったこと、お祝い申し上げます。

今回の世界遺産委員会では、世界遺産として登録された資産がわずかに19件（内訳は文化遺産13件、自然遺産3件、複合遺産3件）で、これで世界遺産一覧表に記載されている資産は167カ国1,092件となりました。日本国内の文化遺産は18件目で、国内の世界遺産は合計22件となりました。

記載を決めた決議には追加の勧告がなされ、集落跡などの廃絶した資産の包括的な記録資料の作成、各構成資産の収容力及び望ましい観光のあり方に関する検討、遺産内の新規開発についての遺産影響評価（HIA）の実施が指摘されました。

廃墟となった地域の管理のあり方に関しては、今後も検討を続ける必要があることは疑いありません。また、今回も新規開発の際のHIAの実施が指摘されました。今後ともHIAの重要性は指摘され続けるものと思われます。今後の各資産における慎重な対応が求められます。日本イコモスとしても、HIAに関する議論を深めていきたいと考えています。

## Contents of this Volume in Brief ICOMOS Japan Information 10-11

By Yumi Isabelle NAITO-AKIEDA

*In Japan--* While Tomonoura earned the double status of Important Preservation District and site of Japan Heritage, its unique port landscape faces conservation issues that require close cooperation between administration planning DRM and public works, advisory bodies and citizens. // The new book on Le Corbusier tells us that heritage value starts rooted in localness, to extend and become expression of culture for the world; the Tokyo University Campus history tells that to take lessons from the past into building the future, one must evaluate what remains from the past and define its position within the contemporary city. //

*International--* Japan ICOMOS' trimestral Seminar set the stage to learn about challenges faced by Nepal in post-earthquake reconstruction, discuss what forms and structures of cooperation are desirable in order to help making the links between restoration theory, the need for swift reconstruction and respect of authenticity in local platforms of debate. // The ratification of Underwater Convention in Micronesia provides a firm stone toward increased awareness, and a call for environment and tourism-related offices to join as actors in preservation efforts. //

*World Heritage--* Commending years of continued efforts, the Cultural Council of ACA selected the next sites to be nominated to World Heritage. // The path through WH nomination process in dialogue with ICOMOS set by the Hidden Christian Sites of Nagasaki was crowned with inscription at the WH meeting in Bahrain. However the meanders of decisions by the 42COM regarding candidates to WH status, highlighted that issues do not anymore lie under mere power balance within the committee:

the very meaning of the WH system has probably come to a turning point. //

*Modern--* Following the announcement of the Selection of 20 Symbols of Japan's 20th Century, we prepared an English version of the press release to appeal to international awareness. // Simultaneous efforts play in concert for the values of the Yoyogi National Stadium (1964 Tokyo Olympics) to be reassessed: restoration and rehabilitation works to prepare the building to host the 2020 Olympics, selection as a symbol of 20th century, and a starting project sponsored by the Getty to drafting a comprehensive conservation management plan. // Urgent call for attention: Miyakonojo Citizen's Hall, flagship of the Metabolism Movement in Japan, faces imminent dismantling if costs for safe rehabilitation and reuse are not revised for a cost-effective solution taking full advantage of its features and potentials. // May S. Burke's interview explaining how conservation and management of changes work in synergy to enhance contemporary use within heritage values at the Sydney Opera House open the path for other modern buildings under threat! // The newly established Hirose Archives are a promising endeavor not only opening the way to research on modernist architecture in post-war Japan, but also as archives that let one follow, through the steps of an individual architect, the diverse and creative process of architecture in relation to society. // Through international meetings that convene under 3 pillars, the mASEANa Project aims at gradually building an overall picture of modern architecture in ASEAN countries: making inventories, drawing the lines of architectural history, raising public awareness and "literacy". //

Japan ICOMOS is counting days before it becomes an incorporated association: we thank members for the much needed understanding and cooperation to establish a firm base for our activities.

# 2018年次第2回 拡大理事会報告



2018年次第2回拡大理事会が去る2018年6月16日(土)13時30分から15時30分まで、岩波書店一ツ橋ビル地下1階会議室(東京・神保町)で開催された。出席者は、委員長:西村幸夫、副委員長:岡田保良、荻谷勇雅、前田耕作、理事:石川幹子、岡村勝行、岸本雅敏、土本俊和、友田正彦、内藤秋枝、コミイザベル、花里利一、増井正哉、益田兼房、山田幸正、監事:赤坂 信、崎谷康文、顧問:前野まさる、事務局長:矢野和之、国際イコモス会長:河野俊行、小委員会主査:伊東 孝、岩崎好規、ISC委員:岩淵聡文、池田榮史、大野 渉、杉尾邦江、豊川斎赫、幹事:尾谷恒治、館崎麻衣子、藤岡麻理子、山田大樹、事務局:常木麻衣、パチーニ・ベネデッタの32名である。拡大理事会で討議された審議事項、協議事項、報告事項などは以下の通りである。

## 刊行物の報告

1. インフォメーション誌10期10号の刊行について  
2018年6月13日付けで刊行されたインフォメーション誌(全40頁)の内容について、簡単な紹介が山田理事よりなされた。

## 審議事項

### 1. 入退会者

#### 1) 入会者

申請書類の回覧、審議の結果、以下の個人会員7名、学生会員1名が承認された。

#### 個人会員 7名

氏名	所属	専門分野	推薦者
大井 隆弘 (おおい たかひろ)	三重大学	日本建築史	花里利一・矢野和之
岡崎 瑠美 (おかざき るみ)	芝浦工業大学	建築史	三宅理一・矢野和之

後藤 宏樹 (ごとう ひろき)	【前職】千代田区立日比谷図書館学芸員(千代田区文化振興課文化財係)	考古学	矢野和之・西村祐人
五月女 賢司 (さおとめ けんじ)	吹田市立博物館	博物館実践学 日本近現代史	益田兼房・井上 敏
中井 均 (なかい ひとし)	滋賀県立大学	日本考古学	三宅理一・矢野和之
梶府 龍雄 (ならふ たつお)	国際協力機構	地震防災 建築構造・都市計画	荻谷勇雅・岡田保良
加藤 友規 (かとう ともき)	植彌加藤造園株式会社	造園	尼崎博正・赤坂 信

#### 学生会員 1名

氏名	所属	専門分野	推薦者
角 笙矢 (かど しょうや)	国士館大学大学院	考古学	岡田保良

### 2) 退会者

個人会員3名の退会が承認された。

#### 個人会員 3名

氏名	専門分野	退会理由
石井 昭	建築学	ご逝去
桐敷 真次郎	西洋建築史	ご逝去
橋本 孝	文化財建造物修理	一身上の都合

#### 日本イコモス国内委員会 会員数 (今回の入退会者を含む)

個人会員 463+7-3=467名

団体会員 3団体

維持会員 18団体

学生会員 1+1=2名



写真 拡大理事会 会議風景

## 2. 第6小委員会（鞆の浦）の幹事推薦について

河野俊行第6小委員会主査より、小寺智津子氏を幹事に推薦したい旨、提案があり、これを了承した。

## 3. 第19小委員会（リコンストラクション）の幹事推薦について

河野俊行第19小委員会主査より、アレハンドロ・マルティネス氏を幹事に推薦したい旨、提案があり、これを了承した。

## 4. IcoFort 彦根国際会議共催について

三宅理一第21小委員会主査（当日欠席）より、2018年10月23日～26日に滋賀県彦根市で開催される「ICOFORT 国際会議 in 彦根」の共催名義の使用許可申請書が提出されていることが、矢野事務局長より報告があり、共催名義の使用を承認した。あわせて、同会議の論文募集（第二次サーキュラー）が配布され、論文募集についての協力依頼がなされた。

# 協議事項

## 1. 文化財保護法の改正と今後の対応について

さる4月16日に文化庁文化財部の山崎部長と高橋課長を招き、文化財保護法一部改正に関する説明会を開催したことについては、すでにインフォメーション誌において周知されたが（インフォメーション誌10-10号14～17頁）、その詳細な内容をまとめた「説明会メモ」を作成した旨、崎谷第8小委員会主査より報告があり、その扱いについて協議した。その結果、この説明会が当該法案の審議段階で行われた途中経過である旨を注意喚起したうえで、別冊の

印刷物としてインフォメーション誌とともに、イコモス会員に配布することとなった。

## 2. 国内学術委員会（NSC）の設置にむけて

国際学術委員会（ISC）の活動に連携するかたちで、各分野において積極的に国内の学術委員会（NSC）を設置することをめざし、それぞれのISCの情報を流すためのメーリングリストを作成したい。そのため、入会時などで回答していただいている内容であるが、再度イコモス会員に対して、①実際に活動している分野、②興味がある分野について、回答いただくアンケート調査を実施したいとの提案が、西村委員長よりなされ、これを了承した。

## 3. 事務局会計の会計士依頼予算について

法人化にともない会計処理を税法上適正に行うため、会計士に依頼して、事務局会計を管理したい。そのための経費（年間約20万円程度）を足達基金（現在残高約220万円）で賄いたいとの提案が、矢野事務局長よりなされ、これを了承した。ただし、当該措置は恒久的なものではなく、日本イコモスの法人化移行後は、法人としての収入確保を目指し、得られた収入の一部を事務局会計の経費に充てることを目指したい旨の説明があった。

## 4. 海外在住者への送付物対応について

海外在住する会員には、インフォメーション誌やお知らせの送付をメール対応のみにしたいとの提案が、矢野事務局長よりなされ、これを了承した。

これに関連して、2年経過したインフォメーション誌については、理事会報告など個人情報などにかかわる記事を除き、日本イコモス国内委員会のホームページで全文（PDF）を公開することとした。



## 5. ヤング・プロフェッショナルの名称変更について

「ヤング・プロフェッショナル」という呼称について、国際イコモスなどでは年齢的な意味合いをなくすため、Emerging Professionalsとしている。今後、このEP（若手専門家）の表記を使うこととなった。

# 報告事項

### 1. 国際イコモスからの報告

国際イコモス会長就任以来、半年ほどが経過し、イコモス事務局の問題、組織内の問題、対外的な問題など諸問題が山積している。とくに最近の問題としては、EUの個人情報保護規制への対応が急務となっている。世界遺産関連では、「イコモス勧告が厳しい」との意見が多く、ますます政治化している状況で、今年のパーレーンでの世界遺産委員会で不記載が覆される事態を懸念している。またユネスコ事務局の意向が影響する事態がみられることも気付きである。以上の通り、河野国際イコモス会長より報告があった。

### 2. 国際イコモス 2018 年次総会について

国際イコモスの 2018 年次総会が、2018 年 12 月 4 日（火）～8 日（土）にアルゼンチンのブエノスアイレスで開催される予定である。国際シンポジウムは、2018 年 12 月 7 日（金）に、ブエノスアイレス近郊のラ・プラタで開催され、そのテーマ：「持続可能性：文化遺産と持続可能な発展」“Sustainability: Cultural Heritage and Sustainable Development”である。役員選挙が予定されているので、参加者を確定する必要がある。以上の通り、西村委員長より報告された。

### 3. 法人化の進捗報告

尾谷幹事より、日本イコモス法人設立スケジュールについて説明された。現在、英語版の定款を国際イコモスに照会中であり、8 月初旬には承認されることを期待している。9 月半ばに、委員長、副委員長、事務局長、監事からなる 6 名を社員とする新法人の設立、12 月の今年度総会で旧日本イコモス国内委員会の解散と、新法人への会員全員の移行が行われる予定である。例年 8 月は国際イコモス事務局が業務を休業するので、河野国際イコモス会長より後押しをお願いすることとなった。

### 4. 「文化芸術振興議員連盟第 8 回文化行政の機能強化に関する勉強会」での日本イコモスの意見発表について

荻谷副委員長より、4 月 18 日、超党派の国会議員による標記の勉強会の会合で、文化財保護法の改正案に関連して、意見書を提出したことが報告された（インフォメーション誌 10-10 号 17～18 頁）。

### 5. 2018 年度日本イコモス賞及び日本イコモス奨励賞候補の募集について

2018 年度の日本イコモス賞及び日本イコモス奨励賞の募集等は下記のスケジュールで実施する。今年度の募集要項、推薦書式等については、HP の「日本イコモス賞」のページに掲載する。今回も会員各位の積極的な応募や推薦をよろしく願いたい。

応募及び推薦の締切：7月27日（金）

受賞者の決定：9月15日（土）拡大理事会

受賞者の発表：決定後すみやかにHP及びメディアに広報

授賞式：12月15日（土）年次総会後

なお、2017 年度～2019 年度の選考委員は、荻谷勇雅（委員長）、岸本雅敏、高崎康隆、田原幸夫、前田耕作の各氏である。以上の通り、荻谷選考委員会委員長より、周知された（インフォメーション誌 10-10 号 12 頁）。

## 6. 熊本地震被災文化財支援特別委員会報告

日本財団の支援による標記委員会の活動報告が矢野事務局長よりなされた。これまでシンポジウムの開催、英文報告書の刊行、歴史的建造物の登録・指定にむけた支援、登録文化財や未指定文化財の修理技術指導を行ってきた。今後、熊本市、益城町、西原村、大津町、小川町などを対象に、行政から基礎的データの収集、関係者へのヒアリング、座談会（グループインタビュー）、公費解体者へのアンケートなどを行い、実態を把握したうえで、災害後の支援等のありかたについて、9月を目途にまとめていく予定である。

## 7. 若手専門家作業部会 (Emerging Professionals Working Group) における議論報告

EP作業部会のキックオフミーティングが、さる4月20日に開催された（インフォメーション誌10-10号21～22頁）。また、第2回会合を6月5日に行い、その内容等が山田大樹幹事より報告された。9月に研究会を開催することで、準備を進めている。Web上での会合を通じて、参加メンバーで情報共有をしている。

## 8. 小委員会報告

### ◆第17小委員会（遺産保存のための地盤及び基礎）

- ①京都市南禅寺水路閣基礎変状問題：この問題について、2018年8月29日～30日に開催される土木学会全国大会に、「京都南禅寺水路閣橋脚基礎ひび割れ変状と現状の課題」と題する論文を提出した。
- ②名誉博士号の授与：2018年4月にロシアのサンクトペテルスブルグ建築土木大学より、名誉博士号を授与された。

以上、2点について、岩崎主査より報告された。

### ◆第21小委員会（彦根 IcoFort）

2018年10月23日～26日に彦根市で開催される「ICOFORT 国際会議 in 彦根」の論文募集（第二次サーキュラー）が配布され、論文募集についての協力依頼がなされた。

## 9. 日本イコモスパートナーシップ事業について

ANA セールス株式会社より、これまでの担当者が異動になり、状況を把握している人がなくなったなどの理由により、維持会員の退会を検討したいとの連絡があった。6月18日に、当該部署の方と今後について協議する予定である。以上の通り、館崎幹事より報告があった。

## 10. 後援依頼について

日本イコモス国内委員会宛に前回理事会以降に以下の後援依頼があった旨、矢野事務局長より報告され、いずれも承認された。

### ■日本イコモス選定 日本の20世紀遺産「伊賀上野城下町の文化的景観」を考える

日時：平成30年2月10日（土）

午後1時30分～4時30分

主催：伊賀上野まちづくり市民会議

### ■祝 肥薩線

「日本の20世紀遺産20選」選定記念シンポジウム

日時：平成30年4月7日（土）

主催：肥薩線「日本の20世紀遺産20選」選定記念シンポジウム開催実行委員会

### ■講演会シリーズ「シルクロードの文化と建築」

第8回：インド仏教文化とシルクロード

－華麗な色彩と匠の技－

日時：平成30年5月26日（土）

午後1時～午後5時

主催：武庫川女子大学



■講演会シリーズ「わが国の近代建築の保存と再生」

第19回：建築家 伊東忠太の世界

日時：平成 30 年 7 月 7 日（土）

午後 1 時～午後 4 時 45 分

主催：武庫川女子大学

■「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群世界遺産

登録一周年記念シンポジウム「海がつなく、いのりの島と世界」

日時：平成 30 年 7 月 16 日（月・祝）

午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分

主催：「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会

■京都工芸繊維大学大学院建築都市保存再生学コース

保存再生学シンポジウム2018 第1回「近代文化遺産の保存活用に向けての職能について考える」

日時：2018 年 7 月 22 日（土）13 時 30 分

主催：京都工芸繊維大学大学院建築学専攻／京都工芸繊維大学 KYOTO Design Lab

11. 会費納入状況について

- ・2018年度分は399名が納入済み。未納64名。
- ・滞納者数 2017年～35名 2016年～17名  
2015年～10名 2014年～5名  
2013年～3名

<事務局からのお願い>

会費滞納者は一般社団法人への移行ができなくなります。2018 年 1 月に法人への移行のお知らせ及び滞納金額を通知しましたので、未納の場合は大至急お支払いいただきますようお願い致します。

（記録：山田幸正）



前野まさる 画

日本イコモス国内委員会研究会報告(6/16)  
ネパール・ゴルカ地震被災文化遺産の復旧状況  
—リコンストラクションに係る議論の観点から

山田大樹

6月16日の日本イコモス国内委員会拡大理事会後に開催された研究会の中で、2015年4月に発生したネパール・ゴルカ地震によって被災した文化遺産の復旧(修復・復元・再建)状況について報告した。カトマンズ盆地の歴史的建造物の多くは、これまでも発生してきた大地震の度に被災し、修復または再建を繰り返してきた。今回のゴルカ地震でも多大な被害を受け、世界遺産の構成資産に限っても被災件数は140件、そのうち完全倒壊が33件もあった。これはカトマンズ盆地の世界遺産構成資産内の約17%に該当する。震災直後は部分的に被害があった文化財建造物から復旧を進めていたが、震災後3年以上が経過した現在では完全に倒壊していた建物、大規模寺院や王宮関連建造物の復旧も急速に進められている。2018年の世界遺産会議におけるネパール政府の発言によれば、すでに考古局によって70件ほどの被災文化遺産が復旧済みであり、今年中にさらに50件



写真 研究会会場風景

が完了予定とされている。

筆者はゴルカ地震発生後2015年9月より文化庁から東京文化財研究所に委託された「ネパールにおける文化遺産被災状況調査事業」および「ネパールの被災文化遺産保護に関する技術的支援事業」のメンバーとして年5、6回ほどネパールに出張しては復旧の状況を観察する機会を得ているが、それらの中には十分な修復倫理に基づいているようには思えない状況が少なからず起こっている。これまでも震災の度に被災建造物を修復してきたという過去がネパールにあるが、世界遺産としてのオーセンティシティに十分に配慮して修復しているかという点で客観的にみれば、疑問を感じる復旧事例も散見される。早急な復旧を望むネパールの人々の声があったとしても、重要な歴史的建造物に対して一律に急速な修復をすすめてしまうことは望ましいとは言えない。しかし、復旧手法に関する詳細かつ具体的な情報はこれまでほとんど表に出てこなかったため、そこに課題があっても国内外で十分に議論されていなかった。2017年および2018年の世界遺産委員会の中で世界遺産「カトマンズ盆地」の危機遺産リストへの記載の是非について審議が行われたが、具体的な事例の提示もないままでは課題も共有できず、本質的な議論は難しいと感じた。(結果として、危機遺産リストへの記載は見送られている)

今回のイコモス研究会は、専門家が集まる半クローズドな研究会であったため、ネパールで実施されている具体的な復旧事例を通じ、復旧時における主要な7つの課題を率直に指摘することができた。それに対し、発表後、参加者から積極的な質疑やご意見をいただいた。さらにネパールで修復事業に取り組むJICA長期派遣専門家の多井忠嗣はインターネット会議システムを通じて参加し、ネパール人現地専門家との修復理念に関する認識のズレについて言及した。文化遺産保護の体制が未成熟であるネパールにおいて望ましい「修復・復元・再建」を実現する上でどのような支援が必要なのか、これを率直に議論できる場をいただいたことに改めて感謝したい。



## 日本イコモス国内委員会の法人化について

尾谷恒治

日本イコモス国内委員会は、昨年度の総会決議に基づいて今年度中の法人化を予定している。イコモス本部において定款の承認を得た段階で一般社団法人を設立する予定である。任意団体から新法人への移行手続きをスムーズに行うため、設立時の社員並びに理事・監事には、現在の日本イコモス国内委員会の委員長・副委員長・事務局長・監事が就任することを予定している。その後、今年度の総会により任意団体の解散が決議された段階で、現在の個人会員及び団体会員は、原則として新法人の社員となる予定である（会費等の未納がある場合には新法人の社員にはなれない）。また、従来運用を踏まえて名誉会員制度は廃止し、特に新法人の発展に寄与した者を顧問とすることができることとした。理事・監事の任期については、任意団体において現在予定する期間を新法人でも継続できるよう配慮する。法人化を目的とする任意団体の解散には、12月に予定する総会において、3分の2賛成投票が必要となることから、会員各位におかれては、ご理解とご協力をお願いしたい。

## 第6小委員会報告 鞆の浦保存近況

益田兼房

第6小委員会の河野俊行主査と伊東孝委員のご協力をいただき、鞆の浦保存の近況を報告する。河野主査には、昨年12月の国際イコモス会長選出の後、本年正月の鞆地域住民主催祝賀会に、前全国伝建協会長の野村前萩市長ともども参加し、鞆の浦の現況視察をしていただいた。伊東委員は、雁木現地調査等を折にふれ行っていただき、また益田は地域住民の

「鞆・暮らしと町並み研究会」にはほぼ毎月参加する機会を得ている。

### <重要伝建地区の選定>

広島県福山市鞆町のうち、重文太田家住宅・史跡福禅寺対潮楼・城山などを含む中心部8.7haの伝建地区は、2017年11月に重要伝建地区に選定され、福山市は文化庁の指導を直接に受けることが可能となった。この結果、7月制定の福山市伝建地区保存計画での伝統的建造物（建築物）は計229件であったのが、12月改訂告示では計245件へと追加が行われた。しかし、なお価値ある物件が相当数漏れている。また伝統的建造物（工作物）は計85件で、市指定史跡城山の石垣が全て特定から漏れているが、12月改訂では工作物の追加は行われなかった。

広島県では本年7月の集中豪雨により、県下全域で多数の土砂崩れ被害が発生した。本年1月に福山市が全戸配布した防災マップでは、伝建地区の中心にある城山も一帯が土砂崩れ特別警戒区域とされている。今後万一災害が発生すれば、未特定の石垣は価値の無いものとして、通常のRC擁壁等で防災工事がされる恐れがある。史跡福禅寺対潮楼の石垣に準じて、早期に正確な特定がされるよう期待したい。

### <日本遺産の認定>

また本年5月には、文化庁は福山市の申請に基づき、鞆の浦を「瀬戸の夕風が包む国内随一の近世港町」として日本遺産に認定した。しかし、文化庁の日本遺産ポータルサイトの構成文化財一覧には、常夜



写真1 焚場地区の民有防潮護岸と亀甲石遺構（2015年イコモス報告書抜粋）



写真2 大正9年（1920年）鞆港全景（2015年イコモス報告書抜粋）

灯・雁木・船番所址・波止は挙げられているが、焚場や関連の亀甲石の遺構、さらに海からの景観上重要な焚場地区の民有護岸壁群は挙げられていない（写真1）。これらは、広島県土木部が今年度計画の焚場地区高潮防災事業において、管理用護岸道路新築が着工すれば失われようとしている部分であり、福山市はこれらを除外して日本遺産認定申請した可能性は否定できないであろう。

#### <港湾景観における民有防潮護岸壁の土木遺産価値調査と保存の重要性>

鞆の浦の港湾土木遺産5点セット（常夜灯・雁木・船番所址・波止・焚場）の史跡的景観的価値を、全国比較の視点で早くから指摘されたのは伊東孝博士（日大教授、当時）であり、鞆の浦の景観訴訟においても、埋立架橋道路建設事業可否の重要な争点となった。しかし、2015年11月のイコモス調査（鶴岡智史・益田）による、焚場地区の民有護岸壁と屋並みの基本調査結果を受けて、従来の公共社会基盤施設インフラとしての公共土木遺産だけでなく、民有の伝統的な護岸壁などの民間土木遺産の価値が見直されるに至った。町並みには個々の建物の表情はちがうが群としてのまとまりと魅力があるように、鞆の浦の民間防潮護岸も個々の表情はちがうが、群としてのまとまりと魅力をそなえており、文化遺産として認めるべき、との判断である。

鞆の浦は、瀬戸内海の中央に位置する潮待ち港として古代から知られ、舟の出入港時の表玄関としての港湾景観は当然、海上から見た景観となる。そこでは、円弧状に形成された鞆の浦のみごとな歴史的港湾景観として、護岸施設や海浜の先に妻入り屋根の

土蔵や家屋が櫛比する。あたかも人々が浜に立ち並んで出迎え、危険な航海から戻る船人達を安心させるような景観を形成していた（写真2）。これは、京都府伊根町伊根浦伝建地区も、ノルウェーの世界遺産の歴史的港湾都市ベルゲンも同じであり、個々人が比較的平等な漁村社会等の視覚的な表現ともいえよう。細長い木造舟を浜に引き上げ収納する舟屋が妻入りで軒を連ね、また各商家の倉庫が浜に面して妻側入口を向け、高密度の木造都市的空間を形成してきた歴史を反映している。鞆の浦では、各戸の敷地基礎となる護岸壁も民間で建設維持しており、個々の少しずつ異なる材料工法意匠が連続して並ぶことで、社会的構成を景観として表現しているのは、町並み景観と同じである（写真3）。

伊東委員は、今回の広島県の高潮防災事業において、個々の民間防潮護岸の多様なあり方を無視して、管理用道路としてコンクリートの連続防潮護岸の計画が提示されたことに、その破壊の危険性を認識し、海浜の町並みとともに個々の民間防潮護岸も十分な学術調査が必要であると確信した、とされる。数年来、広島県土木部の港湾道路防災事業については、イ



写真3 大正9年（1920年）焚場地区の町並みと民有護岸（写真2の部分拡大）



コモスと県の意見交換が断続的に行われている。一文字波止の建設以来大きな高潮被害の発生はなく高潮護岸管理道路は不要、との地区町内会住民の主張を直視し、広島県は文化遺産としての護岸保存修復事業へと事業計画内容を変更することが期待される。

<重要伝建地区での公共事業の危険性>

本年7月4日の福山市伝建審議会で、鞆町伝建地区中心部での「防災広場」と称する道路建設事業が福山市から提示され、再検討を求める意見が多数出たとの新聞報道があった。これは、城山から南へ降りる石段道の延長上に、未特定だが伝統的建造物の価値ある木造洋風病院建築や土蔵の敷地買収・取り壊しにより、県が整備中の雁木海岸に至る緊急自動車用道路を新規整備するもので、すでに今年度予算で数億円が計上されている。また、この東北方向に近接して県道北側（元の箒屋敷地跡）に「拠点施設」なる大型の「道の駅」的施設の建設が計画されており、城山へ至るエレベーター塔建設も提案されている。一方で、県道沿いの多数の官民境界辺で、円滑な自動車すれ違い交通のための、路肩切り取り事業が現在進行中である。これにより、考古学的な立ち会い調査記録作成も無く各戸の区画石が移動され、地割りという都市の記憶が消えつつある。これらの公共事業は全て、伝建地区と周辺での通過交通・観光交通・緊急車両交通など、自動車交通に関連している。早期の県道トンネル建設と駐車場配置を組み合わせ、かつての国交省街路課所管の歴史的地区環境整備街路事業のような総合交通対策、及び総合防災対策を併行すれば、解決は可能なはずである。しかし現実には日々、鞆町の重伝建地区選定理由（二）にある「伝統的建造物群及び地割が旧態をよく保持している」価値が脅かされている。ある伝建審議会委員は、福山市では都市整備担当課が伝建担当の文化振興課を支配しているとも言う。全国水準の伝建行政の早期確立が期待される。

<伝建地区住民の保存学習>

昨年10月の重要伝建地区選定答申を受けて、同じ

く10月にユネスコ世界記憶遺産登録を受けた朝鮮通信使関係記録を保存する、史跡福禅寺の山川住職を会長とする「鞆・暮らしと町並み研究会」が発足した。研究会は講師を招聘して毎月数十名規模で開催され、その概要を鞆町で周知する瓦版はすでに10回刊行されている。内容としては、伝建地区の制度と保存計画、保存修理事業現場見学、古写真に見る鞆の町並み、古材を再用する修理技術、石垣の伝統工法と分類、地区内の石垣現地見学、防災マップと伝建地区防災、重文太田家住宅の防災施設見学、倉敷市重文井上家住宅修理事業見学、重文保存修理事業の調査復原整備などで、座学と見学を交互に行っている。全員手弁当で、住民だけでなく建設工事関係者の参加もあり質疑応答は活発である。一方これとは別に、福山市文化振興課では、鞆町内会連絡協議会大浜会長を通じて「町並み保存会」設立を計画し、7月中旬に鞆町全域の町内会長が招集された。新築予定の「拠点施設」に事務局を設置予定で、行政と一体となった保存会活動の育成に市予算が計上されている。

**ミクロネシア連邦によるユネスコ水中文化遺産保護条約批准の経緯についての報告**

木村 淳

ミクロネシア連邦と日本は、ポンペイ州ナン・マドール遺跡の保全で国際協力の実績を重ねてきた。島嶼国ミクロネシアには、ナン・マドール遺跡以外にも、海洋環境に多様な文化遺産が残る。これらの保全と持続可能利用を推進する目的で、同国は2018年4月19日にユネスコ水中文化遺産保護条約を批准した。大小の島から成るミクロネシアでは、広大な海域での航海技術や海上移動を、文化・歴史・風土の醸成の根幹と位置づけている。条約の批准は、太平洋地域の文化遺産行政における水中文化遺産保全への意識向上と、ミクロネシア連邦でのこれまでの水中戦跡の保全努力を背景としている。

ミクロネシア連邦では、各州の歴史保存局職員が文化財・遺産の管理にあたってきた。チューク州では、大戦中のトラック諸島空襲によって沈んだ艦船や輸送船が当地でのダイビング観光に活用されている現状を踏まえて、その歴史・考古遺産としての保全について、外部専門家の協力を得てモニタリングなどを行ってきた。ヤップ州では、沿岸域の漁撈施設である石干見の所在把握調査事業が行われている。

2014年に「持続可能発展」をテーマにサモアで開催された第3回小島嶼開発途上国会議では、水中文化遺産の保全が取り上げられた。会議の間では、水中文化遺産のなかでも特に戦時中に沈んだ艦船については、保全措置に際しての具体的な問題について、太平洋島嶼国関係者とICOMOS-ICUCH委員らで踏み込んだ議論が交わされた。会議後には、太平洋地域の水中戦跡の管理保護について、アメリカ国立公園局によるアリゾナの保存事例、パラオ共和国でダイビングスポットになっている沈没船での不発弾処理事例と共に、チュークでの水中の戦争遺産の劣化と遺品持ち出し等の問題の報告がまとめられている<sup>1)</sup>。

2018年3月、ミクロネシア連邦政府は、ユネスコ・アピヤ事務所の支援下で、グァム大学研究者、ICOMOS-ICUCH委員・各州政府関係者・ダイビング産業代表者を招聘し、水中文化遺産保護を話し合う会議を主催した。条約批准を直前に控えた会議では、条約履行上の課題の議論ほか、各州歴史保存局職員による水中文化遺産保全の現状最終報告が行われた。また、「日本地雷処理を支援する会」による、沈没船からの重油漏れ対処の活動報告も行われた。水中戦跡の保全は歴史保存局を中心に進められているが、効果的な保全や戦争遺産としての公開にあっては、環境局との連携や、観光産業との慎重な調整も不可欠である。所管を横断しての連携は、十分に機能しているとは言えず、今後の課題となっている。水中戦跡の原位置での保全と水中文化遺産公開の両立は、試行錯誤の段階にある。

チューク州のダイビング産業は、沈没船ダイビング(Wreck Diving)を特色として打ち出している。会議に先立ち、富士川丸で潜水する機会があった。グア

ム大学ジェフリー教授らと、2012年時点と比べての劣化検証を行ったが、経年劣化や人為的影響以外に、自然営力による構造崩壊が進んでいる現状を確認した。条約批准が、こうした問題の直接的な解決になる訳ではないが、水中文化遺産保全の意識浸透を更に図るべく、連邦政府・州政府歴史保存局関係者をはじめとする諸氏のこれまでの取り組みに敬意を表したい。太平洋地域としては初のユネスコ水中文化遺産保護条約批准国となったことで、地域・国際社会に与える影響も大きい。

- 1) 『Safeguarding Underwater cultural Heritage in the Pacific: Report on Good Practice in the Protection and Management of World War II-related Underwater Cultural Heritage』(2017年、ユネスコ・アピヤ刊行)

### 文化庁・文化審議会世界文化遺産部会報告 2020年の世界文化遺産登録にむけ「北海道・ 北東北の縄文遺跡群」が推薦候補に選定

山田幸正

2018年7月19日、第4回文化審議会世界文化遺産部会が文化庁において開催された。会議ではまず、さる6月24日から7月4日にバーレーンで開催された第42回ユネスコ世界遺産委員会についての報告がなされた。推薦書提出資産33件のうち5件が取り下げられ、残る28件(うち1件拡張申請)について審議され、19件(文化遺産13件、複合遺産3件、自然遺産3件)が新たに世界遺産一覧表に記載されることが決まった。文化遺産23件中10件もがイコモス勧告とは異なる決議となる中、我が国から推薦した「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、イコモスとの優れた協力関係の成果として高く評価された。ただ、決議には適切な収容力および望ましい観光管理について検討すべきなど、追加的な勧告が付加されている。

続いて、記載にむけて今年度推薦することが適当と思われる候補物件の選定について審議され、「北海道・北東北の縄文遺跡群」(北海道、青森県、秋田県、



岩手県) が世界文化遺産の推薦候補として選定された。今年度審査対象案件となったのは、本件と「金を中心とする佐渡鉱山の遺跡群」(新潟県) の2件のみであった。6月の地元からのヒアリングを含め、これまで3回の部会審議のなかで各物件の推薦準備状況の確認と課題の整理など検討・審議を行ってきた。

今年度の審査対象となった2件はいずれも、昨年度同様、いまだ幾つかの課題を抱えているとされ、推薦理由の冒頭にも「推薦書の提出までにさらなる充実を図る必要」があり、「推薦後の審査・評価次第では、その指摘に応じて推薦内容を抜本的に見直すことも視野に入れて」推薦物件を選択したと記された。世界文化遺産部会としては、これまでの検討をもとに、「北海道・北東北の縄文遺跡群」が顕著な普遍的価値が認められ得ると考えられ、かつ現時点で推薦内容等の検討が相対的に進んでいると判断した。今回、やや異例ではあるが、選定理由の最後に、もう一つの「金を中心とする佐渡鉱山の遺跡群」について、地元自治体などによるこれまでの推薦書作成・準備の進捗状況を評価し、有力な候補案件であることが付記された。

今後、2018年9月末までに暫定版推薦書が提出されるが、その正式版推薦書は2019年2月までに政府の了解・決定を経て、ユネスコ世界遺産センターに送付されることになる。ただし、前述の第42回ユネスコ世界遺産委員会の前に世界自然遺産として推薦書を取り下げた「奄美大島、徳之島、沖縄島北部および西表島」が再度の推薦をめざしており、今後、関係省庁間での調整がなされる可能性も予想され、上述の日程は確定的とは言えない。

**Press Release**

**On the “Selection of the 20 Symbols of Japan’s 20th Century Heritage”**

Japan ICOMOS National Committee

Press Release

(Below is a translation of the original Press Release and Attachments issued in Japanese)

Today, Japan ICOMOS National Committee announced the list of 20 important cultural heritage sites it has selected as symbols of Japan’s 20th century (see the list in Attachment 1).

ICOMOS, an advisory body to UNESCO for World Cultural Heritage, has established within its membership a number of international committees to discuss specific issues and fields of discipline pertaining to cultural heritage. One of these committees is the International Scientific Committee for 20th century heritage (ISC20c).

In recent years 20th century cultural heritage and architectural works of the modern movement have been widely recognized as valuable heritage of the Modern Era, thanks to the activities of different organizations including that of DOCOMOMO (Documentation and Conservation of buildings, sites and neighborhoods of the Modern Movement), an NGO that deals with cultural heritage sites. Architectural works of many renowned architects have been inscribed on the list of World Cultural Heritage, including for example “The Architectural Work of Le Corbusier, an Outstanding Contribution to the Modern Movement”. Meanwhile, there is a tendency for cultural heritage sites of the 20th century inscribed on the World Heritage List to be mainly creations from famous architects, and the necessity of discussions about the diversity of the heritage of the 20th century was pointed out in 2010. National Scientific Committees of 20th Century Heritage (hereafter NSC20c, that gathers ISC members within the national committees of ICOMOS) in roughly 30 countries, who regularly sit at the international meetings of ISC20c, were requested to compile 20 examples selected amongst 20th century heritage sites in their own country, and

submit illustrated reports to the ISC in the view of promoting debate about issues related to the topic. In 2013, the NSC20c within Japan ICOMOS, coordinated by Yoshiyuki Yamana, started activities to respond to this request. The “Working Group for the selection of 20 historic monuments of the 20th century in Japan” was established with Osamu Goto leading the activities, holding many meetings and discussions.

This document provides a summary of the outcome of these research and discussions, and announces to the public the list of the 20 examples selected as symbols and approved by the Board of Directors of Japan ICOMOS National Committee.

The list (in Attachment 1) contains 21 sites. Indeed, it also includes a proposal of extension for the current boundaries of the Hiroshima Genbaku Dome, already inscribed to the list of World Heritage.

In the list, a sentence explaining the reason of selection is given for each case, followed by a reference to the criteria for evaluation of the “Outstanding Universal Value” (used for the inscription onto UNESCO’s World Heritage List) that was considered relevant for that specific site.

For more details about each site please refer to the website of Japan ICOMOS.

The “Core Zones” (areas that include component sites and their immediate surroundings), and “Buffer Zones” (surrounding areas that provide a protective buffer to the property and its landscape), is a zoning system that is actually used in the nomination of World Heritage properties. In actual practice these zones are determined according to the extent of the cultural property subjected to conservation, as well as restrictions and regulations applied to landscape protection and urban planning. However, the zoning proposed here was made independently of such conditions and legal measures: as such, in the

event an actual nomination is contemplated, a more accurate study would be necessary.

Attachment 1

List of 20 Symbols of Japan’s 20th Century Heritage

- ① Hiroshima Peace Memorial Museum and Memorial Park / Recovery from WWII, and the extension of the site of the Genbaku Dome 
- ① Ueno Park and its Cultural Facilities: the Hyokeikan and the Japanese Gallery (Honkan) of the Tokyo National Museum, the National Museum of Nature and Science, the Tokyo Bunka Kaikan / The temple grounds that became a park 
- ② Yoyogi National Stadium / A masterpiece of Large Scale Architecture 
- ③ Tateyama Sabō (erosion control system) / A comprehensive erosion control system based on an integrated water system 
- ④ Kurobe River Drainage System and Hydroelectric Facilities / An extreme case of electrical power sources developed in unity with nature 
- ⑤ Great Seto Bridge / A symbol of suspension bridge engineering 
- ⑥ Seikan Tunnel / The world’s longest undersea tunnel 



- ⑦ Navy Facilities and City Planning of Maizuru / A grid city planning composed of redbrick buildings, still living as a military city



- ⑧ Temple surroundings and group of modern gardens near Nanzenji Temple / An example of 20th century Japanese style gardens, residences and city outskirts developed around the water canals from Lake Biwako



- ⑨ Group of post-earthquake recovery constructions including the bridges over Sumida River and the Tsukiji Market / The landscape of Sumida River as composed by the complex of modern bridges and other facilities built in the recovery from the Great Kanto Earthquake



- ⑩ State Guest House Akasaka Palace / A western style building of the Meiji modernization, conserved and rehabilitated as a State Guest House



- ⑪ The "Chochikukyo" Residence / A masterpiece of harmony between modern environmental engineering ideology and revived tradition



- ⑫ Large scale wooden inn structures of Hakone / The architecture and the landscape of hot spring inns, built with Japanese traditional construction methods



- ⑬ Hisatsu Line (Former Main Line of Kagoshima Railways) / An early development of railroad construction techniques in Japan



- ⑭ Former Museum of Modern Art Kanagawa, in the precincts of Tsurugaoka Hachimangu Shrine / A representative piece of modernist architecture, inside the precincts of a Shinto shrine



- ⑮ Cultural landscape of Arita, its urban, industrial and cultural heritage structures / A traditional industrial landscape which developed through the 20th century on to this day



- ⑯ Former Asakura House and Daikanyama Hill Side Terrace / The embodiment of the concept of modern architecture and an example of development of suburban residential area led by the private sector



- ⑰ Koiwai Farm / The landscape of a farming community that introduced modern stock-farming techniques introduced from the West and still applies them today



- ⑱ Seijo Brewery Complex / A traditional industrial landscape which developed through the 20th century on to this day



- ⑲ Tokaido Shinkansen (bullet train) railway / The starting point of high speed transportation system for large numbers of passengers



- ⑳ The Castle Town of Iga Ueno and its Cultural Landscape / A representative example of groups of modern buildings integrated in the urban landscape of an old castle town



## 国立代々木競技場の利活用と文化的評価に関する動きについて

豊川斎赫

国立代々木競技場は1964年の東京オリンピック時に水泳とバスケット競技会場として建設され、現在ではスポーツ会場としてのみならず、都内屈指のイベント会場としても活用されてきた。代々木競技場は竣工から半世紀以上の時間が経過し、その利活用や文化的評価を巡って、近年、いくつか動きがあった。

一つ目には、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックにおいて、第一体育館をハンドボール会場（オリンピック）として利用し、第二体育館をウェルチエアラグビーとバドミントン会場（パ

ラリンピック)として利用することとなった。これに伴い、現在、耐震工事を含む大掛かりな改修工事が行われている。

二つ目には、2017年12月、国立代々木競技場は日本イコモス国内委員会が選定する「日本の20世紀遺産20選」の一つに選出された。その際、代々木体育館は「大規模空間建築の傑作」と評価され、世界文化遺産選定のための評価基準に照らした場合に「(i) 人類の創造的才能を表す傑作であること」、「(iv) 人類の歴史の重要な段階を物語る建築様式、建築的又は技術的な集合体の類型、景観に関する顕著な例であることに該当する」と位置づけられた。現在、建築家の横文彦氏、隈研吾氏らが中心となって代々木体育館の世界遺産登録に向けた運動が展開され、「日本の20世紀遺産20選」にも選出されたことで、日本国内における代々木競技場の文化的価値が見直されつつある。

三つ目に、アメリカのGetty財団は20世紀の建築を保全するために基金を立ち上げ、2017年には12の著名な近代建築を選出し、その保全管理計画立案のための資金援助を開始した。そのうちの一つに代々木競技場が選出され、現在、施設管理者であるJSC、文化財保存計画協会、東京理科大学の山名善之教授、東京大学の千葉学教授・中島直人准教授、東京芸術大学の長谷川香助教、横浜市立大学の藤岡麻理子助教、筆者らが主体となって作業が進められている。また、作業チームへのアドバイザーとして、オーストラリアのシェリダン・パーク女史にもご参加いただくことになった。シェリダン女史はシドニーオペラハウスなどの保全管理計画立案の経験を有し、様々な観点から代々木競技場への適切なアドバイスをいただいている。去る2018年7月上旬、シェリダン女史が来日し、代々木競技場の現場見学、第一体育館を施工した清水建設への訪問、保全管理計画に関する情報共有など、活発な意見交換を行うことができた。この報告書は2019年を目処に作成・提出予定となっている。

## 都城市民会館 その後

鯨坂 徹

宮崎県都城市に1966年に竣工した都城市民会館(設計:菊竹清訓)は、メタボリズムの代表作として知られ、その特異な形態が世界から注目を集めた建築である。その会館が、今、保存か解体かの危機的状況にあり、経緯と現状をご報告する。

14年前の平成16年頃から都城市民会館の存続の検討が進められ、市民アンケートも実施された。平成18年には総合文化ホールが開館して、平成19年1月に都城市民会館は休館、そして、2月に市長が市民会館の解体を発表した。しかし、同年10月に南九州大学から貸与の要望があり、急遽、20年間無償で南九州大学が借用することになり解体が中止された。その後10年が経過したが、活用するためには耐震診断・耐震補強・天井崩落対策が必要となり、結局まったく利用されず今に至っていた。去る2017年12月に南九州大学が、都城市に今後の在り方を協議する場の設置依頼をし、協議の結果、貸与期間を短縮して都城市に返還し謝罪するとともに、4,000万円を市に寄付することになった。同時に、南九州大学が大手コンサル会社に保存再生等の調査検討を依頼した。その結果とともに、2018年3月に、新聞等で南九州大学が借用期間を短縮することが発表され、市議会でも今後の方針が示された。都城市は調査結果をもとに、4月から市民アンケートを再度実施し、6月まで民間からの活用の提案を募集、それらの結果をふまえて議会でも今後のありようを決定する(9月議会)こ



写真1 都城市民会館 外観



写真2 現在のホール内部

とを公表した。しかし、先の調査検討結果によると完全保存には40億から50億円、部分保存でも15億円以上かかるとの内容で、このままの説明では新たな借り手も見つからず、解体はいたしかたないという結果が避けられない状況となった。そこで、急遽、日本建築学会が「都城市民会館再生活用計画検討特別委員会（委員長 古谷誠章）」を立ち上げ、約2ヶ月で提案書を作成、再生は8億円で可能と都城市に提案した。都城市は、市民アンケートを6月からに延期し、事業者募集も7月まで延期、現在そのアンケートの集計や、事業者との協議を進めているが、一旦、解体を議決していることや財政的に厳しいことから、市民会館の保存再生に市の予算を投入することは一切できないとの姿勢を崩していない。他方、残念ながら、市民アンケートは、無作為に4,000人の市民に保存か解体かの回答を求めたもので、約15年前の議論を知らない市民や実際に利用したことのない市民も多く、学会の報告もまだあまり知られていないことから、保存の回答は少ないと予想されている。

約40億円と公表された完全保存案には、25億円の免震レトロフィット費用が含まれ、さらにホールとしての諸設備を再生する費用が見積もられていた。「都城市民会館再生活用計画検討特別委員会」では、実測調査、当時の構造設計者による検証を実施し、平屋の鉄筋コンクリート造に鉄骨の屋根がかかった構成であることから、壁量を再計算し大規模な耐震補強が不要であると結論、約8億円で市民会館が使えるようになることと、8つの活用案を示し、事業者への説明と市民、議員への報告を行った。数社が事業に手をあげたようだが、都城市は事業の現実性を見

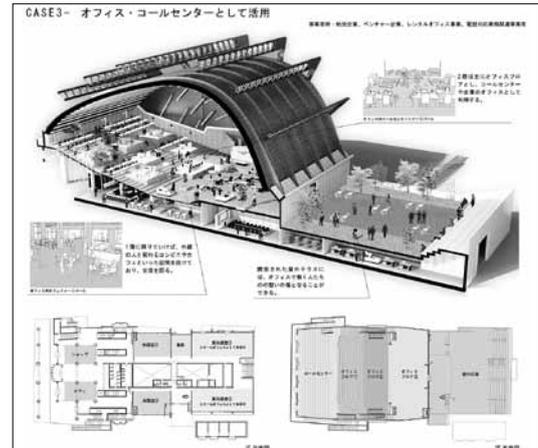


図 都城市民会館提案書 CASE3 オフィス・コールセンターとして活用

極めて判断する予定である。

これらの状況や「都城市民会館再生活用計画検討特別委員会」の報告書は、都城市、日本建築学会のホームページで確認できる。もし興味のある事業者があれば是非ご連絡いただきたい。

<http://cms.city.miyakonojo.miyazaki.jp/display.php?clist=1294>

<http://cms.city.miyakonojo.miyazaki.jp/display.php?cont=180522123813>

<https://www.aij.or.jp/20180628miyakonojyo.html>

## 広瀬鎌二アーカイブズについて

矢野和之

広瀬鎌二（1922～2012）は戦後モダニズムの建築家として、「鉄骨の広瀬」として、「ディテールの広瀬」として評価されている。『建築ディテールの考え方』（彰国社刊）を著し、雑誌『ディテール』（彰国社刊）にも創刊号から深く関わり、SHシリーズをはじめ数々の発表があった。その他、「伝統のディテール」や「仕上げと納まり」など日本の伝統的建築などにも造詣が深い。

木造の西京風の家でデビューし、SH-1（自邸）で鮮烈な印象を与え、SHシリーズを中心に活動し、鉄

骨を使った新たな住宅建築を通して、構造、工法と意匠の合一をめざし、工業化を見据えて戦後の住宅の新たな地平に希望を与えた。

1952年に独立し、広瀬鎌二建築技術研究所を設立したが、この名前には単なる建築デザインではなく、構造や施工などエンジニアリングも含めた総体を把握していくという思いが感じられる。SHシリーズでは、SH - 1 (1953) からSH - 72 (1971) まで造られた。このプロセスの中で、架構はピン構造から軽量形鋼による3鉸接ラーメンへ (SH - 1 ⇒ SH - 13 ⇒ SH - 30) と発展していく。

SH - 30以後、部品だけではなく鉄骨住宅の空間を含めた標準化、部品の工業化からスペースユニットの組み合わせをSH - 65 (自邸) や2階建てのSH - 67でトライしていった。その後、スペースユニットの無限の組み合わせで住宅生産が可能となる実験として、SH - 70に結実する。

さらに、『造』という雑誌の編集やDNIAS (環境と工業を考える会) の活動、そして70年安保時の学生達との対話を経て、近代合理主義の信奉者と評価されていた広瀬が近代主義に懐疑的となり、SHシリーズは終焉を迎え、木造に回帰していく。

現在木造建築が見直されており、一種のブームのようになっているが、広瀬の木造への回帰は、環境問題への再提言であるともいえる。伝統工法に関する深い知識の中で金物を一切拒否し、仕口も新たに指示するというディテールの徹底的な追及を行っているもので、それはSHシリーズの延長線上にある一面もある。木造に対する単なる先見性があるというのではなく、本来の伝統に根差した木造建築の王道をいっていると考えていた。その意味では今どきの木造ブームとは別物である。

広瀬建築技術研究所時代、武蔵工大広瀬研究室時代、(株)広瀬研究室時代の図面 (文化財保存計画協会と協働) 及びパースなどは、一部の欠落があるものの、ほとんどが残っている。資料は総計3,031件、このうち原図が1,865件、青焼き図147件、写真666件、その他である。これらは、私が代表を務める文化財保存計画協会が引き取っている。

広瀬が戦後モダニズム建築の研究対象となり始めていることを考えると、これらの資料は保存活用されていくことが望ましい。そこで、広瀬研究室出身者だけでなく建築史や建築構法研究者からなる「広瀬アーカイブズ」を立ち上げ、「創造のプロセスの記録化とともに、建築家の多様な再評価への途を拓く」ことを目的に活動することとなった。広瀬鎌二に関する研究の多くは発表された二次資料を基にしており、原図資料はさらなる研究の進化が期待できるものである。

広瀬アーカイブズでは、SHシリーズをはじめとする創造プロセスは、個人の活動の軌跡をたどるだけではなく、社会との関係を含めて再評価が必要と考えており、広く研究の場を提供したいと希望している。

とりあえず、2022年の広瀬鎌二生誕100年を目指して、展覧会や冊子の刊行を毎年続けていくことにしている。なお、広瀬アーカイブズでは本年11月22日から26日まで日本建築学会ギャラリーにて広瀬鎌二建築展を開催し、原図の展示等を計画している。

●広瀬鎌二建築展 SH + 01 (Facebook)

<https://www.facebook.com/Hirose.Kenji.Archive/>

## mASEANaプロジェクト

—東南アジア近現代建築の総合的な理解と保全—

林 憲吾

“mASEANa Project” (modern ASEAN architecture Project 2015-20、以下マセアナ) は、東南アジアにおける近現代建築の総合的な理解と保全を目指して、村松伸、山名善之、ヨハネス・ウイドの建築史家3名を共同代表に、2015年に開始されたプロジェクトである。DOCOMOMO、ICOMOS、mAANの3組織のメンバーを中心に、日本や東南アジア9か国から数多くの専門家が参加している。

モダンムーブメントの建築が綺羅星のごとく日本全国に立ち現れた1950年代、60年代は、東南アジ



アでも同様にモダンムーブメントの建築が花開いた。唯一独立を保ったタイを除けば、戦前は欧米列強の植民地であったこの地域に、ブルネイと東ティモールを除く全ての東南アジア諸国がこの時期までに成立した。そんな時代だったからこそ、モニュメント、銀行、宗教施設、大学、スタジアムなど、国家的で記念碑的なプロジェクトが各国で実現し、その多くがモダンムーブメントを体現した。

しかし、その動きは未だ十分に理解・共有されていない。もちろん、カンボジアのV. モリヴァン（1926 - 2017）、インドネシアのF. シラバン（1912 - 1984）、フィリピンのL. V. ロクシン（1928 - 1994）など、国家的なプロジェクトをいくつも手がけて優れた建築を残し、自国の近代建築を切り開いたパイオニアのような建築家たちについては、各国で研究が進んでいる。だが、それとて東南アジアのモダンムーブメントや近代建築の全体像を知る上では、ほんの一部に過ぎない。にもかかわらず、急成長する東南アジアでは、貴重な近現代建築は顧みられることのない

まま、喪失のリスクを高めている。

この状況を打開すべく発足したのがマセアナである。以下3つの目的を設定し、活動を進めている。

①近現代建築のインベントリの作成

1920年代から70年代に建設されたものを中心に東南アジア主要都市に現存する近現代建築のリストをつくる。これまでにハノイ、ホーチミン、ヤンゴン、ジャカルタ、プノンペンでインベントリを作成した。

②東南アジア近現代建築史の描出

国際会議を通じて各国の建築史の知見を互いに交換し合いながら、東南アジアの近現代建築史を明らかにする。2016年は“pioneer”、2017年は“modern living”をテーマに各国の発表が行われた。

③近現代建築に対する市民のリテラシー向上

建築の保全は、専門家のみならず社会がその価値を認識することで始まる。マセアナでは、教育プログラムや市民参加型ワークショップを通じて、学生や一般の人々と近現代建築の価値の共有を図っている。



図 ヤンゴンの近現代建築インベントリ（全191件）の一部抜粋

インベントリの作成、歴史の描出、リテラシーの向上。この3つの柱の基礎をなすマセアナの理念は、小文字の“m”と“a”にある。近代建築は大文字で唯一普遍のものではない。それぞれの地域で独自の展開を見せ、多様である。だからこそ、足元の近代建築をじっくりと見直すことがマセアナの活動の柱となる。

なお、本年度のマセアナ国際会議は10月25日、26日にバンコクにて開催する。テーマは“materiality”。是非、足を運んでいただければ幸いである。

(東京大学生産技術研究所)

## 第42回世界遺産委員会報告

稲葉信子

第42回世界遺産委員会は、2018年6月24日から7月4日までバーレーン・マナマ市で開催された。

保全状態の審査については、危機遺産リストに記載されているすべての資産54件、世界遺産リストから100件、計154件の資産について決議が採択された。その結果、保全状態が改善されたとしてベリーズのバリア・リーフ保護システム1件が危機遺産リストから解除され、新たにケニア・トゥルカナ湖国立公園群1件が追加された(危機遺産の総数は54件で変わらず)。ウズベキスタン・シャフリサブス歴史地区は、都市開発による歴史的街区の破壊によりOUVが失われたとして世界遺産リストからの削除が勧告されていたが(2016年危機遺産リスト記載済)、再開発はわずかな面積に過ぎないのでOUVは失われていないとする主張が対立して、削除の決定には至らなかった。

新規世界遺産の審査は、文化遺産13件、自然遺産3件、複合遺産3件、計19件が記載決定。その結果、世界遺産リストの総数は、文化遺産845件、自然遺産209件、複合遺産38件、計1,092件となった。

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」は、2015年1月に「長崎の教会群とキリシタン関連遺産」

のタイトルで提出した最初の推薦書を、潜伏期に絞るようにとのイコモスの中間報告を受けて2016年2月に取り下げ、イコモスのアドバイスミッションを経て、翌2017年2月に現在のタイトルで再提出、今回の委員会で記載が決定したものである。評価基準は(iii)。同基準に基づく評価内容は、「17世紀から19世紀の2世紀以上にわたるキリスト教禁教政策の下で密かに信仰を伝えた潜伏キリシタンにより育まれた独特な宗教的伝統を物語る他に例を見ない証拠」であること(翻訳は文化庁報道発表資料より)。構成資産は、原城跡、平戸の聖地と集落(春日集落と安満岳)、同(中江ノ島)、天草の崎津集落、外海の出津集落、同大野集落、黒島の集落、野崎島の集落跡、頭ヶ島の集落、久賀島の集落、奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)、大浦天主堂の12資産。

当初の推薦は、キリスト教の伝来期から潜伏期を経て解禁後の復帰に至る歴史の全体を語るものであったが、そこから伝来期に属する日野江城跡、外国人宣教師が建設した田平天主堂をはずし、また教会堂の多くが単体で、建築的特徴とも復帰後の歴史のうちに位置づけられていたものを、潜伏キリシタンの歴史を語る集落の景観に範囲を拡張して、その中に含めることとしたものである。新たな推薦では潜伏期をキリスト教の解禁(1873)で終わらせていない。それぞれのコミュニティがさまざまな状況のもとで将来を模索し、最終的に教会堂を彼らの存在の象徴として建設するに至るまでの歴史を潜伏の伝統の終焉期とし(～20世紀初頭)、個々の教会堂をキリシタン墓地などとともに重要な構成要素として各構成資産の範囲内に残すこととした。その結果評価基準は、当初推薦では現在の(iii)(固有の文化的伝統)に加えて、(ii)(東西交流)、(vi)(出来事=キリスト教の伝来と変容)であったものを、(iii)のみに絞ることになった。潜伏キリシタンが移住を重ねた先の離島に点在する教会堂は、潜伏していたがゆえに小さな信心具以外に形あるものを残さなかった彼らのまさに存在の証として世界遺産としての価値(OUV)の主要な位置を今も占めている。

近過去(recent past)の紛争に関わる遺産につい



ては、評価が分かれるものが暫定リストに次々と記載されて、関係者の懸念の対象となっていた。今年はそのうちベルギーとフランスの共同推薦による第一次世界大戦の墓地等（西部戦線）が審査にあがってきたが、こうした遺産の世界遺産としての評価についてさらなる検討が必要だとして、審議そのものが先送り（postponement）された。また他には、ルワンダ虐殺の地及びフランス・ノルマンディー上陸作戦の海岸線の推薦書がすでに提出されており、前者は書類不完全で受理されていないが、後者は審査のプロセスに入っている。

いったん登録を始めたなら歯止めがきかなくなるであろうこの種の資産について、イコモスは、暫定リスト記載資産の分析結果に基づき、世界遺産委員会に対して、これらを世界遺産として審査するための考え方や基準について検討する専門家会議の開催を求めている。また条約事務局の世界遺産センターでも、昨年うちに二つの分野で専門家会議を伴うテーマ別研究を委託事業で行っており、これらの結果が今年の委員会でテークノートされた。

テーマ別研究の一つは、こうした出来事を評価するために存在する基準（vi）を今後どう扱っていくかについて検討するものであった。基準（vi）には安易な使用を避けるべく、他の基準との併用が望ましいとの条件が付されている。グローバルストラテジーの成果を受けてこの基準には「生きた伝統」の文言が追加され、物質的なもので文化を表現しない自然との境界領域に存在する文化遺産・複合遺産の記載が望まれているが、先の条件はこれに逆行している。研究報告は、しかしこの条件をはずすには紛争関係の推薦が増えることが見込まれている現在の状況からも時期尚早として、既存のマニュアル類の改訂や新たなガイダンス資料の作成、キャパシティビルディング事業の充実などにより、この基準を出来事や伝統、信条など物証に直結しない価値に当てはめる際の指針を明確にしていくことで、当面の間は運用していくことが望ましいとしている。

もう一つは、記憶に関係する資産（sites of memory）のインタープリテーションの方法について

検討するものであった。報告は、記憶を継承するすべての関係者の意見を取り入れつつ方向を定めていくことを求めているが、国境で、あるいは派閥で分断された関係者が果たして協議に同席できるのか、理想論では進まないだろうと現実には思われる。これについては日韓が対立した明治の産業革命遺産の審査（2015）が思い起こされる。同様にユネスコの他部局の予算プログラム「世界の記憶」が日中の案件で紛糾したことから、世界遺産としてこの問題をどう扱うべきか、慎重な対応が求められている。

さて、諮問機関の勧告が世界遺産委員会で次々とひっくり返されていく状況は、もう10年以上も続いていてそれほど驚くことでもなくなっているが、今年はそのさらにエスカレートして、世界遺産センター職員に、もうここまで来たら条約事務局としても本気にどうするか考えなくてはならないと言わしめたほどであった。特に今年は2件の不記載勧告案件が一足飛びに記載にまで至ったが、パティールのオリーブとワインの丘（2014）、ヘブロン（2017）など特殊なパレスチナ案件を除けば、委員会としてはおそらく初めての事態である。昨年の委員会が出した情報照会の決定を反故にしてイコモスが勧告案の提出を拒んだドイツ・ナウムブルグ大聖堂（事務局議案は不記載勧告）、そしてサウジアラビア・アハサーのオアシス—進化する文化的景観の2件である。同様に不記載が勧告されていたイタリア・プロセッコ（ワイン）の丘も、投票にまでこぎつけたが、そして投票では賛成が反対を上回ったが、記載に必要な3分の2には達せず情報照会に留まった。中国・泉州の記念物群も不記載から情報照会、ほかにも審議延期や情報照会から格上げされた案件が相当数あったことは例年通りである。

諮問機関勧告と委員会決定の乖離については、イコモスでは2016年から推薦国との直接協議を開始して問題の解決に努めてきているが、上記の資産はそれがうまくいかずに委員会での対決に至ったものだろう。すべての審査が終了した後、スイスその他の欧州系諸国が委員会の決定を非難する発言を行ってNGO オブザーバーの拍手を受けたものの、しかし日

を違えて非欧州圏の国が、外国人専門家も交えて時間をかけて慎重に検討してきた推薦がイコモスによりいとも簡単に却下される事態をなじる場面があった。特にアラブ諸国からは、世界遺産委員会の前に地域内で集まって委員会勧告について検討会議を行っている旨の発言があり、南北問題がますます深刻になっていることを思い知らされた。

世界遺産委員会の委員国構成は、かつては欧米先進国が席を独占し、従って善かれ悪しかれ各国政府の専門家が、事務局および諮問機関との連携のもとに議論の質を保ってきたのは事実である。しかし地域の不均衡を是正するために委員国の任期を自発的に6年から4年に短縮してなるべく多くの国に委員国のチャンスが回るようにし、さらに地域ごとに委員国数の枠を設定するようになった結果、北側のいわば優等生の国が票を固めようにも、現在では彼らはマイノリティである。

しかし問題はこうした委員国構成から派生する委員会のパワーバランスだけにあるのではない。以前のようにどの書物にも載っているような著名な遺産の審査が行われていた時代とは異なり、特に文化遺産については評価の幅が広がっている。現在提出されてくる推薦資産、特に古典的な学術分野からはずれる文化遺産について、学術的に厳密な審査が国際的な合議の場で本当に可能なのか。自らに問いかける。

イコモスは審査を厳格に行う方針の一環として、シリアルノミネーションについては、各構成資産それぞれがすべての基準に合致しなくてはならないとしている。しかしそれは価値を総合的に評価すべき文化遺産にはなかなか難しいことであり、重箱の隅をつつくように細部を分析して積み上げても得られる成果は少ない。今年の審査では、泉州のシリアルノミネーションで不記載の勧告を受けた中国が不満をぶちまけ、事務局にシリアルノミネーションのあり方について検討を行う必要を認めさせた。韓国のシリアルノミネーション「山寺、韓国の山岳仏教僧院群」は、7件のうち4件のみをよしとする部分的な記載勧告を受けていたが、委員会で元のまま7資産

で記載の決定を受けた。

世界遺産の審査については、米国などが拠出金を支払っていないことなどによる予算のひっ迫からも、審査プロセスの簡略化、イコモスやIUCN以外の諮問機関を探すことの可能性についての議論が締約国間で行われてもいる。

昨年の報告でも述べたが、世界遺産審査のもともとの制度設計では諮問機関の勧告はあくまでも参考意見であり、委員会での議案を作成するのは副議長国で構成されるビューローの役割であった。この過程で推薦国との意見調整が行われ、これが不調に終わった資産はそもそも委員会に出てこなかった。従ってイコモスの勧告と推薦国の意見の乖離が現在のように公の場で露わになることもなかった。問題はここにあるように思う。推薦内容が複雑になればなるほど、誰かが間に立って落としどころをさぐる努力が必要になる。委員会でひっくり返して条件もつかないまま記載されるよりはよほどましだと思う。

世界遺産条約の制度はターニングポイントを迎えているのかもしれない。近過去の紛争など記憶の場の登録の是非の検討、あるいは現在の審査方法の見直しなどを通して、改めて世界遺産リストとは何か、その意味を問う作業が始まっている。

新規遺産の審査をしばらくやめたらどうか、二年に一回でもいいのではないかと、すでに世界遺産になっているものの見直しが先ではないか。いろいろな意見が専門家から出てくる。

それでも最後まで残る世界遺産の価値、それは国際社会における遺産保全のベストモデルとしての役割であると、筆者はそう考えている。



インタビュー「ICOMOS 国際専門家往来」⑭

シェリダン・バーク氏  
Ms. Sheridan BURKE (ICOMOS Australia)

インタビュアー：山名善之

《国立代々木競技場の保存管理計画 WG》に参加するために7月初旬東京に滞在されたシェリダン・バーク（オーストラリア）さんに彼女の今までの活動についてインタビューを行った。



Sheridan Burke

山名善之（YY）：バークさんはシドニーを拠点に活動されていますが、イコモスの活動も長く、活動範囲はオーストラリア国内だけでなく国際的な拡がりがありますよね。

シェリダン・バーク（SB）：オーストラリア・イコモスの活動は1978年からですから今年で40年になりますね。そして1996年から2005年までイコモス・インターナショナルの執行委員を務めました。執行委員会においては長い間20世紀遺産に関する国際学術委員会の必要性を感じていました。それを受けて2002年から目的とフレームワーク検討をはじめ2005年の西安国際会議の際にISC20Cの設立を行い、そして設立以来長い間その活動に委員長として注力してきました。現在はISC20Cの事務局長を務め、2年前からイコモス・インターナショナル諮問委員会（A.B.）の委員長も務めています。

YY：ところでオーストラリアにおいてはどのような活動をされていますか？

SB：私はシドニーにおいてヘリテージ・コンサルタントとして活動してきました。独立する前は政府系機関で専門官僚として文化遺産に関する仕事、文化遺産審議会の委員等を務め、美術館協議会の仕事も10年ほどしました。15年前からはシドニーのいくつかの文化遺産コンサルタント事務所を拠点に仕事をしてきました。ヘリテージ・コンサルタントとして、文化遺産のマネージメント・プラン、ヘリテージ・インパクト・アセスメントなどの仕事を通して、文化遺産の所有者、関係機関の調整、そして保存決定された後の影響等についての仕事をしてきました。

YY：シドニー・オペラハウスの仕事もされてきましたよね。

SB：当初、私は文化遺産審議会委員として関わり始めました。最近は少し大きなスケールとしてオペラハウスのアクセスの仕方について等に関わっていますが、今まで長期間にわたって世界遺産書類やマネージメント・プラン策定をはじめ様々な形で関わっています。

YY：シドニー・オペラハウス（SOH）の世界遺産登録推薦書類をユネスコ世界遺産センターに提出したのはいつになりますか？

SB：全部で3回、書類を策定し世界遺産センターに提出しています。最初のものは1980年代初頭になります。随分前のことになりますね。その時はイコモスがSOHは建築として新しすぎるという見解を示しました。その後、1990年代に推薦書類を策定しセンターに提出しました。最終的に2007年の世界遺産委員会で登録ができませんでした。この登録においては的確に資産の文化遺産としての価値の記述が適ったこと、モダン・ヘリテージの世界遺産登録における周辺環境のストラテジーを示せたことが登録の鍵になったと思います。

YY：SOHを何度か訪れていますが、驚くことは世界遺産登録後も周辺の開発？が続いていますよね。このストラテジーについてお聞かせください。

SB：2007年に世界遺産登録された際、SOHは使い

続ける施設、つまりリビング・ヘリテージとして登録されました。実は登録推薦書類策定の際、オーストラリア舞台芸術センターとの話においてもこのことが重要でした。その時に設備的な改修計画もありましたし、使われ続けていく施設です。ですので、変化を許容しながら保存を考えていく。そのこともあって保存管理計画（マネージメント・プラン）が重要になってくるわけです。世界遺産登録されてからも、保存管理計画の見直しを定期的に行っており、最新のものは2017年度版としてまとまったところです。つまり、生き続けていく文化遺産として建築とサイトが変化を続ける。照明、空調装置…使われる施設として、より良い状態をめざして様々な改良が日々続いています。2017年度版の最新のものでは価値の規定に即しながら何を保存し、将来にわたっての方針、どのような変化を許容していくかということがより具体的にまとめられています。もちろん、このような変化や保存管理計画の見直しは世界遺産センターに定期的に報告しています。

YY：私が思うに変化を許容する文化財保存に対しては、イコモスのなかには異を唱える人もいるかと思いますが。

SB：私が保存管理計画を作成するなどのSOHに関する仕事はイコモスの立場から行っているものではありません。関係者の依頼により行っているものでイコモスがこれに対して直接意見を言うわけではありません。とはいえ、イコモスはオーストラリアにおいて非常に重要な位置づけにあります。計画が進む段階においてイコモスとの意見交換会を開催しています。そのような意味でSOHの保存管理においてイコモスは非常に協力的であるといえます。例えば最近の課題であったアクセスの問題においては、断面的にいくつかの層に分けて、開発される部分と保存される部分を整理し解決を図りました。この点においてもイコモスは柔軟で協力的でした。

YY：西安大会の際にISC20Cを設立し、その後マドリッド・ドキュメントを策定されました。この動機、或いは必要性について、当時どのような議論が背景としてあったのかを教えてください。

SB：これについてはあなたもご存知かと思いますが、当時、各国は保存に関する基本指針を持っていましたが、しかし、それらは古建築保存を基本としているものが多く、特にヨーロッパの国においてモダン・ヘリテージに特化した保存指針の策定の必要性が言われるようになりました。特にフランスにおいてですが、彼らはもちろんヴェニス憲章を基本としていますが、モダン・ヘリテージの再利用などにおいて改変という課題において古建築保存に基本をおいたヴェニス憲章の範囲内では様々な問題が生じるということを訴えていました。この話が最初に委員会において提起されたのは2010年のことです。そこで長い議論の末、ガイドラインの策定が必要であろうということになりました。そして、さらに専門家を国際的に呼びかけて2011年にマドリッドにおいて議論しました。そして2014年にこのドキュメントを出版しました。この時は20世紀建築に限ったものでしたが、それから3年かけて議論してきたのは、対象をアーバン・ランドスケープ、文化的景観と広げたことです。2017年のニューデリーでの議論に加え、マドリッド・ニューデリー・ドキュメントとして第二版をISC20Cとして策定したところです。

YY：ISC20Cの精力的な活動と併行してGetty財団の仕事もされていますよね。

SB：Getty財団の《Keeping it modern》([http://www.getty.edu/foundation/initiatives/current/keeping\\_it\\_modern](http://www.getty.edu/foundation/initiatives/current/keeping_it_modern))というプログラムを手伝っています。この恵まれた助成事業においては、助成先を公募によって決定し、調査・研究を通して重要なモダン建築の保存管理計画を作っていくというものです。そして助成先の所有者や専門家に毎年ロンドンにおけるWSに一週間参加してもらい、方法論を共有し議論を深めてもらっています。4年ほど前から様々な具体的な成果を上げているプロジェクトです。

YY：2020年のイコモス・インターナショナル総会をオーストラリアが招致するというのを伺いましたが。

SB：はい、そうです。シドニーで2020年10月1日か



ら開催する予定で、テーマはシェアード・ヘリテージに関する議論を深めることを考えています。ぜひ、日本イコモスからも多くの方々が参加されることを願っています。

**YY:** オーストラリア・イコモスと日本イコモスは友好的な関係が続いており、関係も深いですが、最後に日本イコモスへのメッセージをお願いします。

**SB:** 日本の近現代建築、20世紀のモダン建築は非常に高いレベルにあると国際的に認知されています。これを是非、国内や各地域においてこの認識を深めてもらいたいと思います。今日の世界の各地に出現している建築は日本の近現代建築の影響を無視して語ることは難しいと思います。この評価高い近現代建築の文化遺産としての価値を、地元をはじめ多くの人々が共有し、文化の層の厚みを増していくことを願っています。期待しています。

## 自著を語る

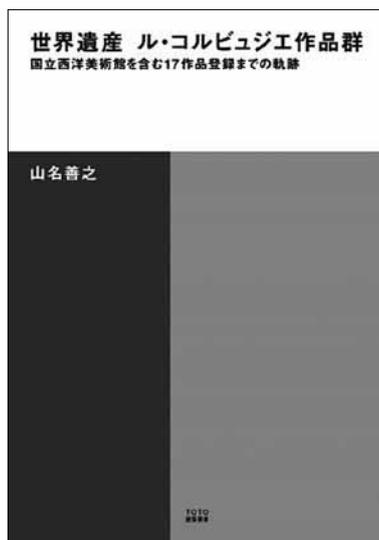
◆山名善之 著

『世界遺産 ル・コルビュジエ作品群

—国立西洋美術館を含む17作品登録までの軌跡』

TOTO出版 2018年3月

ISBN 978-4-88706-368-6



《ル・コルビュジエ》は20世紀において最も重要な「建築家」のひとりである。建築を少し勉強した

人に限らず、多くの人がある「名」を知っている。なぜであろうか。それは《彼》の美学に多くの人が共感したということによるのかもしれない。《彼》は建物や都市を構想しデザインするだけでなく、建築以外に絵画や彫刻といったアート作品を残し、20世紀の機械文明や産業社会の中で、生活の歓びを求める人間の居場所を探し求めた。その姿に多くの人々が憧れを抱いた。

《彼》の著作やテキストは、われわれの立たされている今日の状況を再認識させてくれる。現代文明に対する怒り、政治的翻弄、混沌とする世界を合理的に理解しようとする努力……など、時には誇大妄想狂的なところもあるが、そこにはひとりの孤独で人間的な姿が映し出されている。喜劇王チャールズ・チャップリンが「モダン・タイムス」（1936年）において機械文明と資本主義を批判したように、同時代を生きた2歳年長の《彼》も機械文明と資本主義のなかで苦闘し、建築や都市に対する現実に対して処方箋を探し続け、多くの示唆的な発言を繰り返した。1920年から《彼》は「住宅は、住む（ための）機械である」と発するが、この言葉は当時の機械時代を反映し、人々に衝撃を与えた。また、この言葉は誤解され、彼自身もその反響の中で翻弄され、何度かその表現を言い換え、ニュアンスを探し求める。このように時代精神を探し続けた《彼》のテキストの数々は難解なレトリック（フランス語においても）ではあるが、まさに20世紀の聖書のごとく、時として迷う現代人に指南すら与える。そして、20世紀における「文化」とは何であろうかという問いに対し、《彼》の残した著作、絵画、彫刻、建築のつくり出す空間は多くのイメージと示唆を与え続けている。その意味において《ル・コルビュジエ》＝《彼》は、シャルル＝エドゥアール・ジャンヌレ（本名）といったひとりの建築家としての個の存在を超え、ルネサンス期の《アンドレア・パラディオ》のごとく、人類の普遍的価値を形成した文化的事象のひとつとしての総称となったようにも見えてくる。

第40回世界遺産委員会（2016年7月、トルコ、イ

スタンプール)において登録された「ル・コルビュジェの建築作品——近代建築運動への顕著な貢献」は、そのような《彼》の総合的な文化を表象する17の建築作品によるシリアル・ノミネーションである。名声を確実にした「サヴォワ邸」や、団地住居棟のプロトタイプ「マルセイユのユニテ・ダビタシオン」は世界中に影響を与えた。また、「ロンシャンの礼拝堂」の優美な空間造形は時空を超えて多くの人びとに感動を与え続けている。それぞれは文化遺産としての世界的評価も高く、単体の文化財として世界遺産に登録されることも考えられた。しかし、今回の世界遺産登録は今までの単体の文化財による登録とは全く異なった意味をもっている。

東京上野の「国立西洋美術館」を含む17作品は、それぞれが各国のかけがえのない重要な文化財となっているのと同時に、国境を越え7か国、そして三大陸に拡がりをもつ文化事象の構成資産群である。つまり、この世界遺産登録の意義は、単体としてのそれぞれの価値にあるというよりも、むしろ「ル・コルビュジェの作品群」が総体として傑出した普遍的価値をもつというところにある。本書はこれまでの近代建築史の視点のみからル・コルビュジェの人となりや作品を紹介するものではなく、われわれが生活する今日にも連続する半過去の文化、文化遺産としてのル・コルビュジェ作品、それらがつくり出してきた社会や文化に関する視点から書かれていることが特徴となっている。

近代(modern)とは何か、という問いかけで始まる「第1章 文化遺産としてのモダン・ムーブメント」においては、実在する伝統的建造物や集落などと現実的な社会の間に、近代世界の興りとともに新たな関係が育まれていったことを背景に「歴史」に対する意識に近代性が萌芽したこと、そして、フランス革命や明治維新によって「ヴァンダリズム(破壊活動)」が起こったために逆説的にそれぞれの国において文化遺産保護制度が整えられ始めことなどを紹介する。また、近代の重要な事象である「モダン・ムーブメント(近代建築運動)」近代社会の中で成立し、それが文化遺産として位置づけら

れる過程をフランスや国際的な枠組みから紹介する。この過程を概観することによって、モダン・ムーブメントにかかわる建物と環境形成の記録調査および保存のための国際組織であるドコモモ・インターナショナルの設立背景を理解する助けになるであろう。

「第2章 近現代建築と世界遺産」においては、ユネスコで顕著な普遍的な価値を持つ遺産の登録と保護が始められたこと、そして遺跡や歴史的建造物の保存を目的としてICOMOSが設立されたことについて、その背景や経緯を把握することによって世界遺産とはどのようなものであるかを、その制度とともに紹介する。また、20世紀の近現代建築の世界遺産登録の流れ、そこから生じたリビング・ヘリテージの議論やオーセンティシティ、インテグリティといった文化遺産の価値の指標に関する議論の推移を紹介する。そのことを理解することによって20世紀遺産の課題の一端を把握することができるであろう。

「第3章 世界遺産『ル・コルビュジェの建築作品』」においては、《彼》の活動初期である1920年代に提示された「住宅は住む機械である」といったテーゼに象徴される「工業化の美学」とはどのようなものであったかを再確認し、そこから近代建築運動がなぜ地球上に広がり得たかということを念頭に、そのメカニズムの分析を試みる。その分析をもとに近代建築運動がいかにして日本に辿り着いたかを1920年代から振り返り、プロトタイプ〈無限成長美術館〉としての「国立西洋美術館」の誕生に至ったのかを詳述する。そして、世界遺産の登録決議文の全文を紹介するとともにそれまでの経緯について言及し、建築家の作品群のシリアル・ノミネーションの意義について考察を加えた。

「第4章 世界に広がるル・コルビュジェ遺産」においては、ル・コルビュジェ実現作品のリストを示すと共に、その価値の検討と世界遺産構成資産の選定過程を紹介し、推薦段階におけるシリアル・ノミネーションとしてのOUVに対する各構成資産の貢献の検討を紹介する。そして登録された17の建築作品の文化遺産としての価値をクライテリアとその属性に照し合せながら紹介する。



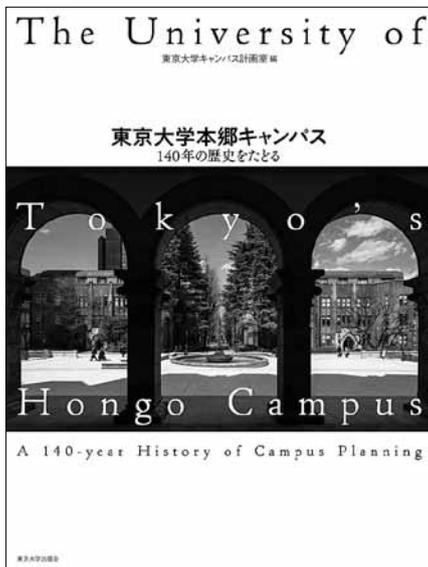
地域に根差す文化遺産としての重要性のみでなく、地球上に広がる文化としての世界遺産登録は、「ル・コルビュジエの建築作品——近代建築運動における顕著な貢献」が史上初となる。そのこともあり登録に至るまでには約15年もの年月を要した。20世紀文化遺産とはいかなるものであるのか？世界遺産登録にはどのような意義があるのであろうか？推薦書類の起草から登録まで長い時間をかけて多くのひととさまざまな議論を重ねてきた。この貴重な経験をもとに、この世界遺産登録のエッセンスを筆者なりに整理し、まとめたのが本書である。全4章で構成された本書を読み通すことにより、近現代建築の文化的事象の理解が深まることを期待している。

◆東京大学キャンパス計画室 編

『東京大学本郷キャンパス 140年の歴史をたどる』

東京大学出版会 2018年6月

ISBN 978-4-14-001350-5



2018年、東京大学は創設140周年を迎えた。本書は、その本郷キャンパスの形成の歴史を、キャンパス計画室にて編集してまとめたもので、本郷キャンパスの形成時代区分に基づき、先史・江戸時代から始まる7つの章で構成している。本郷の地はどのよ

うに選ばれ、なぜ安田講堂は現在の地にあるのか、キャンパス内の建物は震災や戦災からどのように復興していったのか、戦後急激な変化を迫られた中で発展にどのようにして対応していったのか、キャンパスとしての調和を保ちながら現代の空間ニーズに応えるためにどのような工夫が凝らされているか、などの観点から東京大学が創設されてから現在にいたるキャンパス形成の歴史を、古写真をはじめ数々の史料で辿った東京大学本郷キャンパスの案内書でもある。執筆は、キャンパス計画室員と関連する専門分野の教員で分担し、一つの項目を見開き2ページで写真や図版を添えて編んでおり、一般読者にも読みやすくした。東京大学施設部や総合研究博物館小石川分館の協力を得られ、また建築学専攻所蔵史料からも本邦初出の写真・図版を多数掲載している点も、本書の大きな特徴である。

本書の出版に至るそもそもの始まりは、西村幸夫委員長が東京大学キャンパス計画室長を務められていた時に自ら発案されたことに起因する。キャンパス計画室では、大学キャンパスの将来計画から、個別の建築物・工作物の新営・増築・改修、さらに植栽の伐採・移植など、キャンパスの外部空間に関わる具体的なデザインに関し、毎月審議・検討を重ねている。特にキャンパス計画室長は、キャンパス計画室会議以外にも毎週開催される施設部との定例や個別の部会・WGなどで日々の変化に対応する（現在、出口 敦室長）。安田講堂や総合図書館前広場の改修、広場地下の諸施設の竣工など、近年のキャンパス計画における一つの画期にキャンパス計画室長を務められた西村先生が、本書のあとがきで述べられた「東京大学をキャンパス形成史の視点から捉え直し、そのなかに将来に向けて私たちの時代の痕跡も寄与させていくという視点を持つ必要がある」とは、「過去からまちづくりの教訓を学び、それを将来に活かしていくために都市の過去を正当な形で評価し、現在の都市の中に位置づけなければならない」としてはじまる先生の『都市保全計画』の本郷キャンパス計画バージョンそのものであった。

私は、先生の助手として本書に関わる機会を得た

のだが、ほぼ毎月、藤井恵介先生・木下直之先生・堀内秀樹先生・中井祐先生・加藤道夫先生・千葉学先生・川添善行先生・角田真弓氏ら主要な執筆者が一堂に会し開催されたワーキンググループの資料作成に追われた日々を懐かしく思い出す。それだけ時間をかけて議論し、丁寧につくられた。西村先生・藤井先生のご退職、一緒に幹事を務めた尾崎信先生のご栄転、そして私も札幌に赴任することになり、東京大学のキャンパス計画に直接関わる執筆者は少なくなったが、本書がこれからのキャンパス計画を考える一助となることを願っている。

表紙写真について：

本書の表紙写真は、改修を終えた総合図書館のエントランスから、総合図書館前広場、そして工学部一号館にむかう一つの軸をとらえたものである。本郷キャンパス形成史において、本書が出版された2018年時点を捉えたならば、総合図書館改修は重要な位置付けにあり、本郷キャンパスの新しい風景の提案としても本書の顔に選んだ。（撮影：小川重雄（建築写真家））

<森 朋子>

## 新入会員の声

### 【個人会員】

#### 大井 隆弘

私が居住する三重県において「伊賀上野城下町の文化的景観」が「日本の20世紀遺産20選」に選ばれた。伊賀上野では、坂倉準三が設計した「旧上野市庁舎」の存続が危ぶまれてきたが、最近になってその保存・再生にある程度の目処がたったようである。そうしたタイミングで指定された「日本の20世紀遺産20選」は保存・再生の強力な後押しになったものと思われる。そこで、日本イコモスの重要性を改めて感じ、今回入会を希望した。

#### 岡崎 瑠美

2018年より芝浦工業大学特任講師。2010年慶應義塾大学大学院修了後、フランス政府給費留学生として渡仏。専門は建築史。発展途上国（主にアフリカ、東南アジア）の歴史都市・居住問題についての研究を進める。文化遺産に関わる国内外の専門家との技術交流を期待する。

#### 加藤 友規

私は造園を家業とする家庭に生まれ、幼少期の遊び場であった南禅寺庭園にて働く庭師たちの姿をみながら日本庭園のエッセンスを自然と身につけてきた。千葉大学園芸学部を卒業後、南禅寺庭園（小方丈庭園、六道庭園、華厳庭園）のクリエイターであり、父である加藤彌寿雄の手伝いをするため家業に入り、現在は代表取締役社長を務めながら京都造形芸術大学の教員としても活動している。平成28年度からは京都市の指定管理者として名勝無鄰庵庭園の運営を通じて、文化財庭園の育成管理や本質的価値の概念の普及にも力を入れており、学生や一般向けの講義や講座の機会も積極的に設けている。

貴会への入会にあたり、諸分野の専門家の方々からの知見を取り入れて文化財庭園の修復技術や育成管理の技法をより発展させること、また文化財庭園の保存と活用に関する普及啓発の一助となることを期待している。

#### 後藤 宏樹

今年の3月まで国特別史跡の江戸城跡や史跡江戸城外堀跡、常盤橋門跡の文化財保存修理、整備活用事業を担当し、また博物館事業として東京都内の文化財紹介や資料の展覧会を開催してきた。文化財保護法改正に伴い、文化財の保存活用を検討していく必要が生じ、文化財を的確に保全しながら整備活用していく方策や理論を確立していくことを検討してもらいたい。

#### 五月女 賢司

歴史・文化資源を活用した教育プログラムの運営



や市民活動の支援、障害者や高齢者、外国人など様々な利用者のアクセシビリティの確保といった活動の内、基礎自治体が設置する博物館の地域密着型施設ならではの問題を解決する方法を研究している。同時に、そのための基礎研究として先行研究の中から資料活用の歴史を概観し今日の議論の背景を確認すると共に、国内外の地域博物館の役割や課題、目指す方向性についての考察も行っている。

#### 中井 均

私は考古学から日本の城郭の研究をおこなっている。城郭の本質は軍事的防御施設であり、その防御性を研究するために、特に縄張りと呼ばれる平面構造の分析をおこなっている。城郭の研究は従来建築史が中心であり、こうした軍事性の研究はほとんどおこなわれていない。発掘調査から得た縄張り研究成果を今後の城郭遺産の保護や活用に役立てたい。

#### 榎府 龍雄

(独) 国際協力機構 (JICA) で、地震防災、都市計画などの分野の開発途上国への技術協力に従事している。直前は (独) 建築研究所で、6年間、開発途上国のノンエンジニア建物 (レンガ造などの職人による建物) の国際共同研究に従事し、組積造に関する工学的、経済社会的な研究を実施した。開発途上国では、文化財、歴史的地区の防災対策や、それらを含む地域の改善、活性化が課題となっているケースが多く、それらの知見を得ること、活動への参画を期待している。

#### 【学生会員】

#### 角 笙矢

私は大学四年間では日本考古学を学び、国府を中心とした古代の都市に関する研究を行った。入会の理由は、修士課程では「建築」もテーマに加える為、より多くの文化遺産を知りつつ日本とは異なる建築の技法などについて学び、知識を深めたい。

### お知らせ

#### ◆ 2018 年次本部総会・諮問委員会

日程：2018年12月4日 (火) ~8日 (土)

場所：ブエノスアイレス (アルゼンチン)

※出席される場合は、必ず日本イコモスまでご連絡をお願い致します。

#### ○シンポジウム

日程：2018年12月7日 (金)

場所：ラ・プラタ (ブエノスアイレス近郊)

テーマ：「持続可能性：文化遺産と持続可能な発展」

“Sustainability: Cultural Heritage and Sustainable Development”

詳細は、本部HP (<https://www.icomos.org/en/>) をご覧ください。

問い合わせ先：ICOMOS International

E-mail：ADCOM2018-Symposium@icomos.org

#### ◆ ICOFORT 国際会議 2018 in 彦根

日程：2018年10月23日~26日 (会議後のエクスカッション 10月27日~28日)

場所：ひこね市文化プラザ (〒522 - 0055 滋賀県彦根市野瀬町187-4)

会議テーマ：城塞と都市の防御 (Fortification and Defensive City)

問い合わせ先：「ICOFORT 国際会議 2018 in 彦根」実行委員会 事務局

E-mail: hikone-icofort@archi-depot.or.jp

# 事務局日誌

(2018年5月12日～2018年8月7日)



- 5/12 日本イコモス国内委員会の後援名義ご使用について（回答）を、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会に送付。「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群世界遺産登録一周年記念シンポジウム「海がつなぐ、いのりの島と世界」へ後援名義の使用を承諾した。
- 6/1 「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会より「明治日本の産業革命遺産」世界遺産記念登録誌を受領。  
第2回定例会議を開催。
- 6/4 日本イコモス国内委員会の後援名義ご使用について（回答）を、京都工芸繊維大学大学院に送付。京都工芸繊維大学大学院建築都市保存再生学コース保存再生学シンポジウム 2018 第1回「近代文化遺産の保存活用に向けての職能について考える」へ後援名義の使用を承諾した。  
広島県土木建築局より「鞆町における県事業に係る住民説明会資料」を受領。
- 6/8 岩手県文化スポーツ部文化振興課より「平泉の文化遺産 Cultural Heritage of Hiraizumi（「平泉の文化遺産」拡張登録に係る研究 総括報告書）」を受領。
- 6/16 第2回拡大理事会および研究会を開催。
- 6/19 日本イコモス国内委員会の共催名義ご使用について（回答）を、第21小委員会（彦根 IcoFort）に送付。「ICOFORT 国際会議 in 彦根」へ共催名義の使用を承諾した。
- 7/6 足利市教育委員会よりDVD「日本遺産 足利学校～日本最古の学校・知の遺産～」、パンフレット「世界に誇る教育遺産」を受領。  
第3回広報会議を開催。
- 7/13 ユネスコ・アジア文化センターより「ACCU news No. 405」を受領。
- 8/3 日本イコモス国内委員会の後援名義ご使用について（回答）を、広瀬鎌二アーカイブズ研究会に送付。「広瀬鎌二生誕100年記念展 第1回 SH+01」へ後援名義の使用を承諾した。  
日本イコモス国内委員会の後援名義ご使用について（回答）を、特定非営利活動法人 全国町並み保存連盟に送付。第41回 全国町並みゼミ長野松代・善光寺大会「町並みを守って歴史文化のまちづくり～次世代へ・未来へ、伝える・つなぐ～」へ後援名義の使用を承諾した。

## 日本イコモス国内委員会 団体会員（代表者）

佐渡市（三浦基裕）

縄文遺跡群世界遺産登録推進本部（三村申吾）

百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議（松井一郎）

## 日本イコモス国内委員会 維持会員（代表者）

株式会社 鴻池組（篤田守弘）

株式会社 プレック研究所（杉尾大地）

株式会社 文化財保存計画協会（矢野和之）

株式会社 トリアド工房（伊藤民郎）

「国宝松本城を世界遺産に」推進委員会（菅谷 昭）

西武建設株式会社（中村 仁）

株式会社 小林石材工業（小林美和）

「善光寺の世界遺産登録をすすめる会」（加藤久雄）

株式会社 丹青社（青田嘉光）

株式会社 ゴールデン佐渡（浦野成昭）

ANAセールス株式会社（宮川純一郎）

國富株式会社（國富將嗣）

富士急行株式会社（堀内光一郎）

公益財団法人 立山カルデラ砂防博物館（山本 修）

一般財団法人 砂防・地すべり技術センター（南 哲行）

群馬県（大澤正明）

株式会社 トータルメディア開発研究所（澤田敏企）

教育遺産世界遺産登録推進協議会（高橋 靖）

（敬称略・順不同）

# ●日本イコモス国内委員会

## 【第10期 執行部メンバー】(順不同)

委員長  
副委員長

理事

監事

顧問  
事務局長

国際イコモス会長

日本イコモス賞・日本イコモス奨励賞選考委員会 委員長

## 【幹事】

第4小委員会 / 日本イコモス賞・日本イコモス奨励賞選考委員会  
第4小委員会  
第6小委員会  
第8小委員会  
第19小委員会  
事務局  
法人化  
広報  
EP (若手専門家)

西村 幸夫  
岡田 保良  
苅谷 勇雅  
前田 耕作  
尼崎 博正  
石川 幹子  
稲葉 信子  
岡村 勝行  
岸本 雅敏  
土本 俊和  
友田 正彦  
内藤秋枝 ユミイザベル  
花里 利一  
増井 正哉  
益田 兼房  
宗田 好史  
山田 幸正  
山名 善之  
崎谷 康文  
赤坂 信  
前野 まさる  
矢野 和之

河野 俊行

苅谷 勇雅

藤岡 麻理子  
山内 奈美子  
小寺 智津子  
森 朋子  
アルハンドロ マルティネス  
舘崎 麻衣子  
尾谷 恒治  
狩野 朋子  
山田 大樹

## 【小委員会主査】

第1小委員会 (憲章)  
第4小委員会 (世界遺産)  
第6小委員会 (鞆の浦)  
第7小委員会 (観光と交通問題)  
第8小委員会 (パツファゾーン)  
第9小委員会 (朝鮮通信使)  
第10小委員会 (彩色)  
第11小委員会 (歴史的都市マスタープラン)  
第12小委員会 (技術遺産)  
第13小委員会 (眺望及びセッティング)  
第14小委員会 (20世紀建築)  
第15小委員会 (水中文化遺産)  
第16小委員会 (コンサベーションアーキテクト)  
第17小委員会 (遺産保全のための地盤および基礎)  
第18小委員会 (文化的景観)  
第19小委員会 (リコンストラクション)  
第20小委員会 (ブルーシールド)  
第21小委員会 (彦根 IcoFort)

藤井 恵介  
岡田 保良  
河野 俊行  
苅谷 勇雅  
崎谷 康文  
三宅 理一  
窪寺 茂  
山崎 正史  
伊東 孝  
赤坂 信  
山名 善之  
池田 榮史  
矢野 和之  
岩崎 好規  
石川 幹子  
河野 俊行  
益田 兼房  
三宅 理一

## 日本イコモスパートナーシップ参加施設

岩手県：毛越寺、中尊寺／群馬県：富岡製糸場／東京都：国立西洋美術館／富山県：相倉民俗館 1号館・2号館、五箇山塩硝の家、五箇山民俗館／長野県：茅野市尖石縄文考古館、松本城／岐阜県：和田家／愛知県：犬山城／滋賀県：彦根城、彦根城博物館／京都府：二条城、仁和寺、舞鶴市立赤れんが博物館、舞鶴引揚記念館／大阪府：堺市博物館／兵庫県：姫路城／奈良県：薬師寺／島根県：石見銀山資料館、石見銀山世界遺産センター、国指定重要文化財熊谷家住宅、武家屋敷旧河島家／広島県：厳島神社、太田家住宅

## ■日本イコモス ISC メンバー表

○は、各ISCの日本代表

委員会名	略称	委員
Analysis and Restoration of Structures of Architectural Heritage	ISCARSAH	○花里 利一・坂本 功・岩崎 好規・西澤 英和
Archaeological Heritage Management	ICAHM	○岡村 勝行・岸本 雅敏・小野 昭・中西 裕見子
Cultural Landscapes ICOMOS-IFLA	ISCCL	○大野 渉・石川 幹子・本中 眞
Cultural Routes	CIIC	○杉尾 邦江・大野 渉
Cultural Tourism	ICTC	○宗田 好史・山内 奈美子
Earthen Architectural Heritage	ISCEAH	○岡田 保良・山下 保博
Economics of Conservation	ISEC	
Energy and Sustainability	ISCES	
Fortification and Military Heritage	IcoFort	○三宅 理一
Heritage Documentation	CIPA	近藤 康久
Historic Towns and Villages	CIVVIH	○福川 裕一・苅谷 勇雅
Interpretation and Presentation of Cultural Heritage Sites	ICIP	○門林 理恵子
Intangible Cultural Heritage	ICICH	○大貫 美佐子・稲葉 信子・内藤秋枝 ユミイザベル
Legal, Administrative and Financial Issues	ICLAFI	○河野 俊行・八並 簾
Mural (Wall) Paintings	ISCMP	
Places of Religion and Ritual	PRERICO	
International Polar Heritage Committee	IPHC	
Risk Preparedness	ICORP	○益田 兼房・大窪 健之
Rock Art	CAR	○小川 勝・五十嵐 ジャンヌ
Shared Built Heritage	ISCSBH	
Stained Glass	ISCV	
Stone	ISCS	
Theory and Philosophy of Conservation and Restoration	TheoPhilos	○石崎 武志・西浦 忠輝
International Training Committee	CIF	○内藤秋枝 ユミイザベル・西村 幸夫・赤坂 信
Underwater Cultural Heritage	ICUCH	○稲葉 信子・福島 綾子
Vernacular Architecture	CIIV	○岩淵 聡文・池田 榮史・木村 淳
Wood	IIWC	○山田 幸正・大野 敏
20th Century Heritage	ISC20C	○土本 俊和・渡邊 保弘
		○豊川 斎赫・山名 善之・田原 幸夫・鯉坂 徹

## ● ICOMOSとは

ICOMOSは、1964年に採択された「記念物と遺産の保存に関する国際憲章（通称ヴェネツィア憲章）」を受けて1965年に設立された国際NGOです。第1回総会は1965年6月にポーランドで開かれました。ユネスコをはじめとする国際機関と密接な関係を保ちながら、文化遺産保存に関する理論、方法論、科学技術の研究・応用、またユネスコの世界遺産条約に関しては、諮問機関として、登録の審査、モニタリングの活動等を行っています。各国の文化遺産保存分野の第一線の専門家や専門団体によって構成されており、2018年8月時点で、参加国は110カ国を数え、会員は9,500人以上にのぼっています。28の国際学術委員会を通じて様々な専門分野、テーマ別の活動が行われており、文化遺産の価値の高揚のための重要な役割を果たしています。

日本イコモス国内委員会は1972年にブタペストで開かれた第3回イコモス総会で承認され、関野克博士がその委員長に指名されました。1979年に規約を採択し、イコモス本部執行委員会での承認を経て正式に発足しています。国内の文化遺産保存技術を高め、様々な情報を収集・交換し、後継者への技術的訓練を行う一方、各国の委員会やバリ本部と協力して、世界の文化遺産の保護のための国際協力活動を担っています。2018年6月現在、会員467名、維持会員18団体、団体会員3団体、学生会員2名によって構成されており、これまでに専門的な調査研究を行う21の小委員会を設置してきました。年次総会のほか、年4回の理事会、研究会などの開催や会報の発行を行っています。



## ICOMOS JAPAN INFORMATION

Vol.10, No.11 12 September 2018

日本イコモス国内委員会 委員長 西村幸夫

事務局長 矢野和之 編集 山田幸正

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5 岩波書店一ツ橋ビル 13階

株式会社 文化財保存計画協会 気付

Tel & Fax: 03-3261-5303 e-mail: [jpicomos@japan-icomos.org](mailto:jpicomos@japan-icomos.org)

<http://www.japan-icomos.org/>

Japan ICOMOS National Committee Secretariat

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy

Hitotsubashi 2-5-5-13F, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0003, Japan

Tel & Fax: +81-3-3261-5303 e-mail: [jpicomos@japan-icomos.org](mailto:jpicomos@japan-icomos.org)

<http://www.japan-icomos.org/>